

Title	科学における相対主義及び反証問題の克服(故小島三郎教授追悼号)
Sub Title	Conquest of Relativism and Falsification Problems in Science(Memorial Issue of the Late Professor Saburo Kojima)
Author	檍原, 正勝(Kashihara, Masakatsu)
Publisher	
Publication year	1986
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.28, No.特別号 (1986. 4) ,p.159- 195
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19860410-04053909

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

三田商学研究
小島三郎教授
追 傳 号

科学における相対主義及び反証問題の克服

樋 原 正 勝

I 問題の提起

今日、科学研究の現実は、たとえば経済学という一学問分野に限って見ても、新古典派、ケインズ派、マルクス派、ラディカル派、新オーストリ派、制度派あるいはミクロ経済学、マクロ経済学等々と多岐にわたり、百家争鳴を呈する多様な研究を現出させるに至っている。他の人間行為と同様に、科学研究の営みも究極的には研究者個々人の自由意思をもって選択され、探究されるもの故に、それは研究者の研究関心や、その採る方法の違いにより多種多様な姿をもって営まれ、いわば「カオス的」な様相を呈して展開されているのである。そこには無秩序ともいえる研究と知識の乱立があり、どれをもって妥当な科学的知識とされるのか識別が困難な状態である。これが一見した科学研究の現実である。しかしながら、こうした現実を理由に、林立する知識の相対性を肯定し、科学研究の合理性を否定することは許されるのだろうか。もし科学研究の合理性を否定するとしたら、われわれは、無秩序に生まれる諸研究の渦まく現実の泥沼の中で、その進むべき道を失ない、結局、科学研究それ自身の意味をなくす結果とならざるを得ないことになるのではないか。本論文の問題意識はこの点に端を発している。

経済学を含め諸科学は、この世界を説明し、理解することの出来る経験的に確認可能な、普遍妥当な知識の獲得を目指しているが、こうした目的を持つ科学研究は、それを進める上でとられる方法及びそれを導く実践規範に大きく依存している。なぜなら、方法もなしに世界に接近することは出来ないからである。それ故、われわれは、無秩序を呈する程に存在している諸研究が、この科学の目的を実現しうるものであるかどうかを判断する場合、その研究が支えとする方法論の吟味をもって始めなければならない。今、こうした科学的知識獲得の仕方についてメタレベルの方法原理を明らかにするものを「方法論」とよべば、この方法論も、合理論、経験論といった古典的なそれをはじめ、マルクス主義、現象学、構造主義、約束主義、論理実証主義、道具主義、相対主義、批判的合理主義等々と多岐にわたっている。しかしながら、こうして存在する方法論がすべて妥当性を持つという訳ではなく、これら方法論の選択についても吟味が必要で、それ故にまた、方法論をめ

ぐる多くの論争が展開されているのである。

さて、経験的説明力を持つような知識を獲得するという場合に、まず考えつくことは、われわれが世界と結びつくことが出来るところの「経験」を知識の源とするというそれである。この世界で目にし経験したことを基礎において、その知識形成を果たそうとすることは、自然の成り行きであって、常識的ですらある。この意味で、観察経験からの帰納的一般化と経験による検証(verification)とをもって科学的知識の形成をはからうとした「論理実証主義(logical positivism)」の方法論が、新カント学派をはじめ諸方法論の喧伝される中にあって、1920年代より隆盛をきわめたことは理解しうることである。

しかし、今日、その論理実証主義は死滅したといわれるに至っている。常識的科学觀を基礎づけようとしたこの論理実証主義は、いわゆる「科学哲学」の社会的地位を確立し、いろいろな科学分野にその方法論的反省を促したという意味で多大な貢献をなしたが、科学的知識は経験からの帰納を通じてもたらされるとするその主張に論理的矛盾を内包していたことが致命傷となり、今日、認められないものとなつたのである。この点は、イギリスの論理実証主義の大御所である、あの「Language, Truth and Logic」を世に著したエイヤー(A. J. Ayer)をして、マギー(B. Magee)¹⁾との対談で、はっきりと「そのほとんどすべての学説が誤りであった」といわしめる程である。論理実証主義が誤っていることが明らかになつたのは、論理実証主義がまさに発展の途上にあつた30年代に、内部告発する形で批判し続けたポパー(K. Popper)の議論に負う処だといわれている。ポパー自身、自分の伝記で「誰が論理実証主義を殺したか」というタイトルの章を設けて、それについて「私は自分に責任があると認めなければならない」と明言している。ポパーが行なつたことは、かのヒューム(D. Hume)によって指摘された帰納論理の論理的不成立の再確認と、ヒュームが立場とし、また、論理実証主義がとつた主観的信念による帰納の基礎づけへの批判であった。こうしたポパーの指摘により、論理実証主義解体の種子^{たね}が撒かれ、更に、「事実の理論負荷性(theory-ladeness)」つまり「観察言明の理論負荷性」の問題が、50年代後半から60年代にかけてハンソン(N. R. Hanson), クーン(T. Kuhn)らによって指摘されることによって、論理実証主義の真理觀の基礎たる「観察言明の自律性」が疑問に付されることになって論理実証主義の衰退が促がされたと見ることが出来る。

こうした理論負荷性の問題は、ポパーにおいても、既に30年代の「Logic der Forschung」で指摘ずみのことであったが、ハンソンやクーンらの議論が、この理論負荷性をもつて知識社会学的な科学史研究の基礎概念としたことから、科学史の分野で広く受け入れられることになって、改めて観察言明の理論負荷性問題がクローズアップされるようになったのである。しかしながら、この観察

1) B. Magee (ed.), *Men of Ideas*, (British Broadcasting Co., 1978), 磯野友彦監訳『哲学の現在』(河出書房新社, 1983年), 152頁。

2) P. A. Schilpp (ed.), *The Philosophy of Karl Popper*, Book One, (Open Court, 1974), p. 69.

言明の理論負荷性問題が強調される中で、事実を表わす観察言明が理論を背負っているのであれば、事実によって理論を反証する (falsify) ことなど出来ないのでないのではないかという疑問が生まれたばかりでなく、更に、科学的研究それ自身がまさに広い意味での理論つまり準拠枠 (framework) を背負って行なわれており、その背負った理論ないし準拠枠に基づきられて科学的知識が形成されること、そして、その科学的研究の背負う準拠枠の違いにより科学的知識それ自身の意味も異なってき、そこには共約不可能な断絶が生じ、知識は「相対化」されるということが問題提起されるに至った。これらの主張者が、ハンソンであり、クーンであり、また、ラカトシュ (I. Lakatos) そしてファイヤーベント (P. K. Feyerabend) 等である。こうして、理論負荷性問題は、一方に、事実によって理論は反証しえないこと、他方に、知識の相対主義を提起することになったが、この提起は、事実によって理論は反証されるし、反証の営みを通じて真理に接近していくとして、「反証」と「反相対主義」を強調するポバーらの「批判的合理主義 (critical rationalism)」と真向うから対立することになったのは言うまでもない。かくして、1965年には、クーン陣営とポバー陣営とが科学的進歩の性格について論争を繰り広げるまでに至ったのである。³⁾ しかし、その論争で、ポバー陣営と目されていた先のラカトシュが、事実によっては理論は反証出来ず、理論はむしろ理論によって反証されると主張し、ポバーの反証主義の根幹をゆるがすとともに、また、クーンが「パラダイム (paradigm)」と呼んだ科学的研究を導く規範たる範型を「科学研究プログラム (scientific research programme)」と呼びかえ、研究プログラム間の共約不可能性 (incommensurability) を強調した為、現実の科学的研究において反証主義を貫くことの難しさを実感していた人々の目はクーンらに注目することになったのである。一見した科学の歴史がクーン的であり、ラカトシュ的であることから、今日では、ポバー的反証主義科学観は後退し、むしろ、相対主義科学観が支配的になりつつある傾向にある。この影響は、社会科学にあっても強く、経済学をはじめ、経営学、マーケティング論等にもクーンの「パラダイム論」やラカトシュの「研究プログラム論」に立脚する知識社会学的研究を輩出させ⁴⁾ るに至っているのである。

3) この論争の報告書が下記のものである。

I. Lakatos and A. Musgrave (eds.), *Criticism and the Growth of Knowledge*, (Cambridge Univ. Pr., 1970)

4) たとえば下記のようなものがある。

S. J. Latsis (ed.), *Method and Appraisal in Economics*, (Cambridge Univ. Pr., 1976)

M. Blaug, *The Methodology of Economics*, (Cambridge Univ. Pr., 1980)

E. Jehle, *Über Fortschritt und Fortschrittskriterien in betriebswirtschaftlichen Theorien*, (Stuttgart, 1973)

G. Zaltman, K. LeMasters and M. Heffring, *Theory Construction in Marketing: Some Thoughts on Thinking*, (Wiley, 1982)

J. P. Peter and J. C. Olson, Is Science Marketing? in *Journal of Marketing*, vol. 47. (1983, fall)

S. M. Leong, Metatheory and Metamethodology in Marketing: A Lakatosian Reconstruction, in *Journal of Marketing*, vol. 49 (1985, fall)

早坂 忠、伊東俊太郎、竹内啓編『経済学の知性史的考察』(東洋経済新報社、昭和54年)

佐和隆光『虚構と現実: 社会科学の有効性とは何か』(新曜社、昭和59年)

以上見るように論理実証主義が死滅し、やっと常識的科学観から脱却出来たと思ったら、次に更にやっかいな相対主義の問題をかかえることになったというのが今日の方法論の現状である。

しかしながら、このような今日的傾向は、科学的研究にとって妥当なものといえるのだろうか、それが問題である。というのは、理論負荷論に立ちながら事実による反証を否定することは、経験的内容を付加する機会を放棄することを意味し、論理をつきつめて行くと結局、科学的知識と形而上の知識との境界を設定することが不可能になるし、また、科学的知識の相対主義を主張することは、もはや、究極的には科学的知識の是非を判断する規準を所有していないことと同じで、それぞれの知識を否定する根拠を持ち得ない為に、無秩序に知識が林立し、そのすべての知識を認めることによって逆に知識それ自身の意味や探究の意味を失うことになるからである。⁵⁾ そうであれば、クーンらによって提起された問題に対してその妥当性の是非を問い合わせ、それらの問題に対し態度決定することは、科学的研究をなす者にとって急務と思われる。この論文において明らかにしようとすることは、まさにこれらの問題であって、これらのことがらがわれわれの問題状況を形成しているのである。

そこで以下、われわれに与えられたこの問題を解く為に、第二章で、今日の理論負荷論の認識論的背景を問うとともに、ハンソン、クーン、ラカトシュ、そしてファイヤアーベントの主張を取り上げ、その相対主義的主張の特徴を明らかにし、第三章で、相対主義の論拠を取り上げ、それらを批判的に検討し、第四章で、ポパー的反証主義及び問題依存主義の立場から相対主義克服の論理を示し、第五章の結論へと導きたいと思う。

II 今日の理論負荷論とその相対主義的主張

今日の相対主義の諸主張を取り上げるに先立ち、われわれは、まず、彼らが基本的に依拠する理論負荷性の問題、あるいは科学的知識は何らかの理論を準拠として生み出されるといった問題について明らかにしておきたい。

この理論負荷性の問題は、認識論にあって古くから問われて来た、「主観（主体）」と「客観（客体）」の関係にかかる問題領域に關係しているものである。認識論の歴史を見ると、この主観—客観の認識の構造にかかる問題は、「客観がそのままの形で主観に反映する」という「客観主義」と、「客観は主観に依存し主観によって構成される」とする「主観主義」とによって探究され、ともに、前者にあっては、「どうして主観は、主観を超越した実在を認識しうるのか」という問題を、後者にあっては、「なぜ客観が主観の勝手な構成を許さないのか」の問題をかかえながら、前者が

5) カントは「主観的にも客観的にも十分な真とみなすこととは知識と呼ばれる」と指摘している。

I. Kant, *Kritik der reinen Vernunft*, 2. Auflage, (1787) 原 佑訳『純粹理性批判』(下) (理想社、昭和48年), 112頁。

「経験論」、後者が「合理論」の系譜をもって展開されて来た。そして、カント (I. Kant) の出現によって⁶⁾、両者は、「対象が私たちの認識に従わなければならない」とする主観主義の観点から合体され、時間、空間によって構成される現象を、悟性の先天的諸概念によって対象を構成する形で認識する、という「超越論的認識」の図式が提唱されるに至ったのである。こうして今日の理論負荷論の基礎が、カントの超越論的認識構造を通じて与えられることになった。しかしながら、「純粹理性」にもとづく判断においては私見をのべることは全然許されていないとして、すべての人に共通な客観的認識を求めたカントにあっては、「経験自身が悟性を必要とする一つの認識様式であり、この悟性の規則を私は、私に対象が与えられる以前に、従って、ア・プリオリに私のうちに前提しなければならず、悟性のこの規則はア・プリオリな諸概念としてあらわされるものであって、それゆえ、経験のすべての対象は、これらのア・プリオリな諸概念に必然的に従い、それらと一致しなければならない」と考えられ、その先天的諸概念は、理性をもつ誰でもがア・プリオリな認識能力として所有し、また、客観に対してア・プリオリに妥当するものと性格づけられていた。なぜなら、「経験はけっしておのれの判断に真ないし厳密な普遍性をあたえず……或る判断が厳密な普遍性において思考されるなら……その判断は経験から導出されるのではなく、断じてア・プリオリに妥当する」ものでなければならないからである。つまり、ア・ポステリオリで経験的なものは、個々人それぞれ異なっており、認識の普遍性を持つことが出来ないからである。⁷⁾⁸⁾⁹⁾¹⁰⁾

さて、このようなカントの主張に対してわれわれは、次のような2つの疑問を提起しうる。第1は、どうしてその先天的諸概念を誰でもがア・プリオリに同形な形で所有しているといえるのか、第2に、なぜその先天的諸概念が客観に対してア・プリオリに妥当するといえるのか、である。これらの問題は、主観主義に立つカントにとっては、ある意味で前提とされることがらであるが、そのア・プリオリ性と普遍性とを取らない形の解答を、今日の相対主義に見出すことが出来るのである。つまり、第1の問の解答として、「われわれは、同じ準拠枠を通じて同じ認識を実現するのであり、その準拠枠は、われわれの選択にもとづき、従って、歴史的、社会的に条件づけられて生み出されるもので、多様に存在しうるものである」。また、第2の問には、「特定の準拠枠にもとづいて認識の正当性が裏づけられるのであり、われわれの認識が客観に対して妥当とされるのは準拠枠によって判断されるのである」という答である。

これら相対主義者の具体的主張及びその是非を問う詳しい議論は後述するとして、まずここで、彼らの主張する科学的認識は何らかの理論ないし準拠枠を背負って生み出されるということ、及

6) I. Kant, 同訳(上), 41頁。

7) 同訳(下), 113頁。

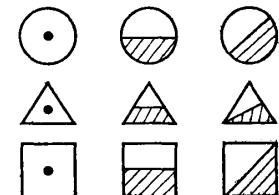
8) 同訳(下), 41~42頁。

9) 同訳(上), 70頁。

10) Cf. 高峯一愚『カント純粹理性批判入門』(論創社, 1979年), 74頁。

び、負荷する理論ないし準拠枠の人為的性格について、その主張の妥当性を論証しておこう。

われわれが目にしている実在世界においては、それぞれの現象は、時間、空間、質、量、形態などひとつとして同じ現象は存在しておらず、多様であってまさに「カオス」を呈している。それ故、その中に「秩序」を見出そうとする為には、われわれが認識に先立って何らかの観点や枠組をもって接近しない限り、秩序あるものとして認識することは不可能である。今、図の○や△や□は、それぞれひとつとして同じではない現象を表わしているとすると、われわれは、前もって「点」や「斜線」あるいは○や△や□に注目し、他を無視するという観点に立つことによって、それぞれ異なる現象の中に「点のあるもの」「半分斜線」「○」「△」等の共通な特徴、つまり「秩序」を見出すことが可能となる。もし、¹¹⁾そのような観点を前提としないならば、われわれはすべて別々のものを見ることにならざるを得ないのである。



ここに言う観点や枠組を前提とするということは、まさにカントの認識論的主觀主義の超越論的認識構造そのものであるが、しかしながら、こうした超越論的認識構造をもって認識するとしても、認識に先立って持つ諸原理、観点、枠組、諸概念など認識要素は、カントの考えるようなア・プリオリに妥当な性質をもつ要素と考える必要はないのである。なぜなら、それら認識要素はわれわれの「創発 (emergence)」によって無限に生み出され、人為的に構築される思惟の産物であって、その妥当性もわれわれがそれを約束するか、あるいは、ア・ポステリオリに確認することによって保証されるものだからである。カントがそれらをア・プリオリなものとして性格づけるとしても、それを確認する術はなく、それらの存在証明は、形而上学的に基礎づけるしかなく、主觀的信念の域を出ることは出来ないのである。このような考え方からすれば、相対主義が準拠枠を人為的創造物と把え、歴史的、社会的相互主觀的な同調による社会的産物として性格づけたことは、準拠枠のア・プリオリ性を否定し、ア・ポステリオリな性格をもつものとすることによって、カントのア・プリオリズムを脱却した一つの試みと言うことが出来る。

われわれの知識は、すべて人為的なものであって、それ故に、決してア・プリオリな妥当性を主張しうるものではなく、それらは「仮説的に知識の資格を得ているもの」にすぎないのである。従って、知識は、「われわれにとっての」知識の性格を持たざるを得ず、相対主義が主張するように準拠枠に即した知識なのである。

しかしながら、今日の相対主義の立場は、

- (1) 歴史的、社会的に生成され、選択される準拠枠が、その準拠枠内で形成される科学的知識を正当化する根拠づけの規準として作用すること、及び、
- (2) 準拠枠が、歴史的、社会的条件の違いによって異なったものとなれば、それぞれ正当化する

11) K. Popper, *The Logic of Scientific Discovery*, (Harper & Row, 1965), pp. 420~426.

根拠づけの規準も異なり、異なる準拠枠間には「共約不可能性」が存在すること、従って、

(3) それら自律的な準拠枠にもとづく科学的知識は相対化されるようになる、

ということを強調するところに特徴がある。

そこで、これらの特徴を後づけるべく、今日の理論負荷論及び相対主義の主張が具体的にどのように論じられているか、その点を明らかにする為に、以下、今日の代表的な相対主義者の議論を再構成する形で明らかにしておこう。まず、「観察事実の理論負荷性」を提起したハンソン、次に、「パラダイムの歴史的、社会的相対性」を論じたクーン、そして、クーンのパラダイム論とポパーの反証主義とを折衷して「研究プログラム論」を開いたラカトシュ、最後に、科学の方法はまさに「anything goes (なんでも構わない)」だとして「知のアーナキズム」を主張するファイヤアーベントを取上げてみたい。

(a) ハンソンの理論負荷論

ハンソンは、観察と解釈とはきっぱり分けて考えることは不可能であるという意味で不可分なものであり、「何かを観察するとは、その何かを何ものかとして観察する」ことだと指摘する。¹²⁾つまり、われわれが何かを見るというのは、「～として見る (seeing as)」あるいは「～であることを見る (seeing that)」¹³⁾のである、そう見ることは、最早「われわれの見るの中に知識が織り込まれており… (従って) … x という対象を見るということは、その対象がわれわれの知っている x の振る舞いと同じように振る舞うだろうということを見ることである。… (だから) … われわれは、イルカ¹⁴⁾を魚とは見ないし… 太陽を地球の衛星とは見ないのである」という。こうして、ハンソンは『見ること』は“理論負荷的”試みなのだ¹⁵⁾と主張するのである。

科学的観察についても同様であって、データはまさに背負う知識を通じて評価され意味をもつのであり、「科学的観察を意義評価の基準の加わる以前のむくのものと見做すことは許されない」として、理論とは分離した事実の存在、つまり観察言明の自律性を主張する論理実証主義の誤りを指摘するのである。

ところで、ハンソンの言う「知識」というのは、「存在しているものについての実際に書籍や報告や論文に著わされた知識」¹⁷⁾である。こうした知識を通じてわれわれは見ていると言うのである。

12) N. R. Hanson, *Observation and Interpretation*, in S. Morgenbesser (ed.), *Philosophy of Science Today*, (Basic Books, 1967), p. 91.

13) N. R. Hanson, *Patterns of Discovery*, (Cambridge Univ. Pr., 1958), 村上陽一郎訳『科学理論はいかにして生まれるか』(講談社、昭和46年), 38頁以下。

14) N. R. Hanson, 同訳, 44~45頁。

15) 同訳, 38頁。

16) N. R. Hanson, *Observation*, p. 99.

17) N. R. Hanson, *Patterns*, 前掲訳, 50頁。

かくして、ハンソンは、「見るということは、習い憶えねばならない技であり、何も習得していない人間は観察することは出来ない」¹⁸⁾と知識の所有が観察を左右することを強調するのである。当然、所有している知識が異なれば、同じものを見ても同じものを見ているとは言えないことになる。そこで、彼は、「同一事象Xを違って見るのはXについての知識や理論や予想に違いがあつてのこととするならば、彼らが同一のものを見ていることは、彼らのXについての知識、理論、予想が同じだということを意味する」と言って、その背負う知識や理論の共有性が、同一の観察、同一の理解に至ることを明らかにしたのである。ここにわれわれは、知識の「相対主義」に連なる彼の立場を見ることが出来る。

(b) クーンのパラダイム論

ハンソンが指摘した、同一のものを見ることを可能にさせるのは同一の知識を共有することだとする点は、クーンにおいて装いを新らたにして強調されることになる。

クーンは、そうした知識の役割とそれを共有する「研究者集団」に注目し、そこに科学的進歩を説明する鍵を見出すのである。彼は、科学的研究を導く知識ないし範型を「パラダイム」と名づけ、正確には「一般に認められた科学業績であつて、一時期の間、専門家に対して問い合わせや答え方のモデルを与えるもの」と定義する。²⁰⁾ 彼は、このパラダイムの変換をもつて「科学革命」ととらえ、特定のパラダイムが科学的研究の規範となる過程を「通常科学 (normal science)」とよび、「通常科学」にあっては、そのパラダイムが示す铸型を規範として研究がすすめられるとした。つまり、「共通したパラダイムにもとづいて研究をする人々は科学の仕事に対する同じ規則、同じ規準をとっている」²¹⁾のである。従って、パラダイムは、解くべき問題を明らかするとともに、その問題を解く方法、装置、更には、どれが解答であるか、を指示するものとなる。それ故、クーンは、パラダイムに即した通常科学の研究を、ルールにもとづいて解答を導くパズルになぞらえ、「パズル解き」とさえよぶのである。²²⁾ しかし、クーンのいうパラダイムは、必ずしもルール化されるものではなく、広く、科学者集団に受け入れられてその研究活動を拘束する規範に他ならないものである。そして、そうした科学的研究の実践規範では最早説明しえない変則性が専門家達に認識されるようになると、その変

18) N. R. Hanson, *Observation*, p. 95.

19) *ibid.*, pp. 97~98.

20) T. S. Kuhn, *The Structure of Scientific Revolutions*, (Univ. of Chicago, 1962, 1970), 中山茂訳『科学革命の構造』(みすず書房, 1971年), まえがきV。クーンは、1971年の補章で、パラダイム概念にかわって「disciplinary matrix」概念を導入した。これの特徴は、(1)共通な記号的一般化、(2)共通の形而上学の採用、(3)共通の価値によって性格づけられている。しかし、この概念も基本的にはパラダイム概念と同様な性格を持つものである。

21) T. S. Kuhn, 同訳, 13頁。

22) 同訳, 30頁, 40頁, 41頁。

23) 同訳, 47頁, 54頁。

則性を説明出来るような新しい規範としてのパラダイムが模索され、選択され、それに移行するようになる、これが科学革命となるという訳である。

クーンにとってパラダイムの移行が革命とよばなければならないのは、先に述べたように、パラ²⁴⁾ダイムが「科学者集団が採用する方法、問題領域、解答の規準の源泉となっている」ところに理由を求めることが出来る。というのは、「パラダイムが変わる時には、問題も解答も共にその正当性²⁵⁾を決める規準に重要な変化が生じる」ので「異なったパラダイムは宇宙を構成する構成物について、また、その構成物の性状について異なることを述べている」ことになり、従って、「一つのパラダイムを他のパラダイムが継承する際に両者の間の差異は必然的で、妥協しえないもの」と性格づけられることになるからである。こうしてパラダイム間に共約不可能性を見たクーンは、異なるパラダイム間にあっては、同じ対象を眺めながら異なった見方で見ることになり、「新しいパラ²⁶⁾ダイムの下では、古い用語、概念、実験は、お互に新しい関係を持つ」ことになって、「意味が変²⁷⁾ってしまう」ことを強調するのである。かくして、「世界はパラダイムの変革と共に変わるわけではないが、その後の科学者は異なった世界で仕事する」ことになり、「対立するパラダイムの主張²⁸⁾者は、異なった世界で仕事をしている」ことを明らかにしたのである。

このように異なるパラダイム間にあってはお互の観点を一致させることは出来ないので、その競争を証明によって決着させることは出来ないことは明らかである。従って、ポパーが強調する反証による排除という問題も、クーンにあってはパラダイムの転換の理由にはなりえないのである。なぜなら、解く問題を提示するのはパラダイムであって「問題が存在するということは、特定のパラ²⁹⁾ダイムが正しいことが前提とされ」、従って、誤っているかどうかはパラダイムに依る為に「解答が³⁰⁾うまく得られなければ、それは、科学者が悪いのであって、理論が悪いのではない」ことになるからである。ということは、必然的に、反証例が出現しても、それはパラダイム内で解消されることになっていくことになる。つまり、クーンによれば、「通常科学の特徴である多くのパズルが生じるのは、既存のデータと理論の適合が不完全」だからであり、「通常科学がパズルとみなす問題は、³¹⁾みな、他の観点からすれば反証例に見えるのであり、パズルと反証例との間に区別は存在しない」³²⁾とされるのである。このようにして反証例は、パラダイム内の問題とされ、通常科学が反証例によつ

24) 同訳、117頁。

25) 同訳、124頁。

26) 同訳、117頁。

27) 同訳、117頁。

28) 同訳、168頁。

29) 同訳、169頁。

30) 同訳、137頁。

31) 同訳、169頁。

32) 同訳、91頁。

33) 同訳、91頁。

34) 同訳、165頁。

35) 同訳、90頁。

て否定されるという性格を持つことはありえないものである。むしろ、反証例は、「既存のパラダイム³⁶⁾に対する競争者を喚び起こすもの」として意味を持ち、「変則性あるいは危機に遭遇して科学者は、既存のパラダイムに対し、異なる態度をとり、従って、研究の性格も変って来る」(傍点筆者)ことになり、こうしてパラダイムの出現がもたらされ、ついには転換されるようになるというのである。

では、革命の決着をもたらすものは、何んなのであろうか。

クーンによれば、新しいパラダイムが選択される為には、その新しい候補が他の方法ではうまくいかない問題を解決出来、更に、古いパラダイムがなしえた問題解決能力をも持つ必要があり、この二つの条件を満たす場合、科学者集団によって選択されることになるとしている。しかしながら、このことは決してパラダイムを前提にして成り立つ観察や実験を通じた比較によって決着づけられることを意味するのではない。それは、あくまで科学者集団のコンセンサスによるそれであることは変りはないのである。クーンによれば、パラダイムが勝利をかち得るのは、むしろ、専門家の大部分の信用を得るまで発展されることによるのであり、いわゆる社会心理的要因にその根拠が³⁸⁾求められるものだからである。更に興味深いことは、このような社会心理的要因によって選択されるパラダイムの革命的移行は、特定の目的に向ってなされるものではないということである。つまり、クーンは、科学の進歩を「真理への接近」として把えることに反対し、それを「原始から向うべき一定の目標を持たない過程の産物」として把えようとするのである。彼は、この点につき、ダーウィン (C. R. Darwin) の「種の起源」にみる目的論なき進化観にアナロジーを見つけ、次のように主張するのである。「革命の決着の過程は、将来の科学を行なう為の最も適切な道を、科学者集団の中の闘争によって選択する過程である。通常科学の期間を問はずして、このような各革命期の選択の結果、われわれが今日の科学知識とよぶ素晴らしい適応された道具を得ることになった。その発展の過程の各段階は、整備洗練と専門化の増大によって特徴づけられる（自然淘汰によってより洗練され、はるかに専門化された有機体を出現させた）生物進化の場合と同じく、このすべての過程も定まった目標、永久に固定した科学的真理というものが無くとも起り得た」と。

かくして、クーンが、パラダイム間に共約不可能性を認め、そのパラダイムの成立が社会心理的要因によること、そして、そのパラダイムの変換は決して特定の目標に向かうものでないと主張す

36) 同訳、166頁。

37) 同訳、103頁。

38) 同訳、191頁。

39) 同訳、178～179頁。

エックバーグ (D. L. Eckberg) とヒル (Lester Hill, Jr.) は、「パラダイムは、研究者達を十分堅固で高度に練り上げられた信念枠組の中に閉じ込める。……パラダイムは自己充足的な共同体においてコンセンサスを得ている信念なのである*」(傍点は引用者) としている。

* D. L. Eckberg and Lester Hill Jr., *The Paradigms Concept and Sociology: A Critical Review*, in *American Sociological Review*, vol. 44, no. 6, (1979), p. 928.

40) T. S. Kuhn, 同訳、194頁。

41) 同訳、195頁。

る時、最早、そこに成り立つ科学的知識は、まさに、歴史的、社会的相対性を持った知識であることは明らかである。たとえ、クーン自身が「科学革命の構造」の第二版補章において「自分は相対主義者ではない」と主張しようとも、クーンの主張から相対的でない知識を産み出す論拠を見つけることは不可能である。⁴²⁾

次に、こうしたクーンのパラダイム論に基本的に立脚し、クーンの「通常科学」に類似した一連の理論群からなる「科学研究プログラム」という概念をもって科学的成長を整序しようとしたラカトシュに目を向けて見よう。

(c) ラカトシュの科学研究プログラム論

ラカトシュの議論を特徴づけるものは、科学的業績を評価する規準としての「科学研究プログラム」の存在である。⁴³⁾ ラカトシュは、「科学史なき科学哲学は不毛である」との観点に立って、現実の科学の歴史の中から科学の方法原理を見つけ出そうとする。彼は、ここ200年の科学の歴史を眺めてみると、理論の科学的性格を定める「普遍的規準 (universal criterion)」について合意が存在していないにもかかわらず、一つ一つの科学的業績についてはかなりの合意をもって評価がなされているとして、そこには、科学活動を評価する仕方について科学者間に何らかの合理的規準の合意⁴⁴⁾ が存在していたからに相違ないと考えたのである。このような考え方のもとに、彼は科学史の研究を裏づけとして、科学者はその合理的規準を規範とする「研究プログラム」の中で研究を行なっていることを明らかにするのである。

こうして、ラカトシュは、クーンによって主張されたところの、社会心理的に非合理的な性格をもって成立し、また、理論体系のみならず時代精神などをも含む「パラダイム」を合理的性格のものにする形で性格づけ直し、科学研究を発展させるやり方や規則の評価規準を内包する構造化された一連の諸理論と把え、それを「科学研究プログラム」となづけるのである。そして、科学研究⁴⁵⁾ は、一定の研究プログラムを前提に進められ、また、科学の発展は、競合する理論ないし研究プログラムのうち、⁴⁶⁾ 「前進的問題移動 (progressive problemshifts)」を選択しながら展開されたとした。

ラカトシュは、これらの考え方を反証主義と約束主義（人為的に構築される理論体系を立証済みの真とは

42) 同訳、235~238頁。

43) I. Lakatos, History of Science and Its Rational Reconstruction, in R. C. Buck and R. S. Cohen (eds.), *Boston Studies in the Philosophy of Science*, 8, (Reidel, 1971), p. 103.

44) *ibid.*, p. 124.

ditto, Popper on Demarcation and Induction, in J. Worrall and G. Currie (eds.), *Imre Lakatos Philosophical paper volume I, The methodology of scientific research programmes* (Cambridge Univ. Pr., 1978) p. 145.

45) I. Lakatos, Falsification and the Methodology of Scientific Research Programmes, in I. Lakatos & A. Musgrave (eds.), *op. cit.*, p. 132.

46) I. Lakatos, Falsification, *ibid.*, p. 118.

ラカトシュは、「もし新理論のそれぞれが、その先行理論以上の何らかの経験的内容を持つ場合つまり何らかの新しい今迄予想しなかった事実を予言する場合には、それら一連の諸理論は、理論的に前進的（あるいは、理論的に前進的問題移動）と言う」としている。

⁴⁷⁾ 考えず、ただ「約束によって真」とする立場、Cf. ラカトシュ(1971) p. 105) の双方から借用し、約束主義からは研究プログラム内の根拠づけの仕方を、また、反証主義からは競合する諸理論ないし研究プログラム間の選択の仕方を受けついでいるという。

ラカトシュは、「この方法論は、約束主義から時空的単称事実明だけではなく、時空的普遍理論をも、約束によって受入れる為のライセンスを借用している」として、約束的に受容された暫定的には反証不可能な「ハードコア(hard core, 公理ないし基本的前提)」と「肯定的発見法(positive heuristic, あらかじめ考えられた計画に従って、問題を明確に定めたり、補助仮説群の構成の内容を定めたり、想定しうる変則事例を克服する形で計画内の事例として組込んだりする規則)」とを主要内容とする「研究プログラム」を基本的評価単位として導入するのである。彼によれば、研究プログラム内の活動を左右するのは変則事例よりも「肯定的発見法」であって、肯定的発見法が十分機能する限り、変則事例は、「保護帯(protecting belt)」の補助仮説を修正したり、新たに導入したりして当の研究プログラムで処理され、無視されるのである。つまり、クーンと同様、変則事例は研究プログラムの公理たるハードコアを反証するものとはなり得ないのである。となると、科学のゲームをはじめるにあたってまず着手されなければならないのは研究プログラムの構築ということになる。なぜなら、研究プログラム内の活動は、約束主義的にプログラムに即して処理されるからである。かくして、科学者は、己の活動の正当性を根拠づけるハードコアを受入れる「方法論的決断(これをラカトシュは『基礎的価値判断』とよぶ)」をする必要があり、こうした決断によって受入れられた方法論的規則がそれ以降の研究活動を根拠づける演繹母体となっていくのである。

ところでここに明らかのように、ラカトシュにあっては、方法論はまさに科学内の活動として位置づけられているということが再確認される必要がある。今、実在の現象を認識、判断する普遍的言明体系を科学的知識とよべば、ラカトシュにおいては、諸科学によって獲得される知識が科学的知識としての資格を持つのは特定の研究プログラム内においてであり、この研究プログラムが成立する為にはその上位にあって知識獲得の論理を提示する方法原理による基礎づけを必要とすることになって来る。この知識基礎づけを合理的に統御する方法論規則が研究プログラム方法論に他ならないのである。ラカトシュの場合、この方法論は、後に論ずるポパーのそれ、つまり、知識の基礎づけの体系にとってはむしろ外部的に位置し、いわば知識形成の方向をはずれない為の取扱い方ないし手続きといった性格のものとは異なり、知識それ自身の正当性の合理的根拠として作用してい

47) I. Lakatos, History, *op. cit.*, p. 110.

48) *ibid.*, pp. 110~112.

49) *ibid.*, p. 110.

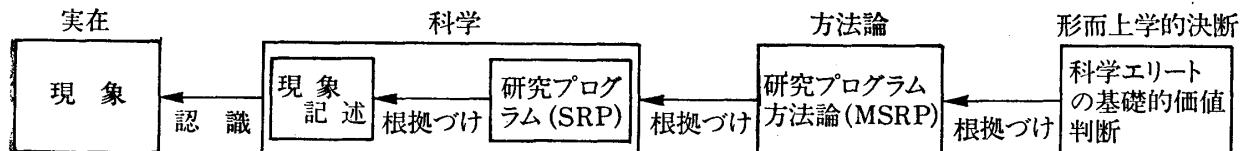
50) *ibid.*, p. 110.

51) *ibid.*, p. 111.

52) *ibid.*, p. 124, p. 125.

ラカトシュは「合理性の理論ないし境界設定基準は、もしそれが科学的エリートによって受け入れられた『基礎的価値判断(basic value judgement)』と一致しないならば拒否されねばならない」としている。

53) るのである（図参照）。



このようにラカトシュにおいては、方法論と科学的研究は体系として不可分であって、方法論も経験科学的に扱われ、従って、科学史によってその説明力が確認されなければならないとされているのである。先にあげた「科学史なき科学哲学は不毛である」という言葉とともに「科学哲学なき科学史は盲目である」という彼の有名な格言は、まさに、これらのことと端的に表わしているのである。⁵⁴⁾

以上のようにラカトシュは、約束主義の影響のもとに、科学的研究というものを科学的エリートの基礎的価値判断によって約束された公理を根拠づけ母体とする研究プログラム内で営まれるものと把えたのであるが、その科学的研究の進歩については、反証主義からヒントを得、反証を競合する理論ないし研究プログラム間の比較といった「歴史的性格」⁵⁵⁾として把え直す形で、進歩の評価規準として適用しようとする。

明らかのように、研究プログラムを根拠づけ母体として科学的研究がなされるということ、そのことはまた、約束される公理の違いによりそれぞれの研究プログラムの根拠づけも異なってくることになる為に、ある研究プログラムからなる諸知識をもって他の研究プログラムの知識を論駁するといった論理はとりえないことを意味している。言い換えれば、反証テストに用いられる「事実」ないし「事実命題」といわれるものも研究プログラムを準拠枠として理論負荷的に定められるもの故に、「事実命題」それ自体が研究プログラムを否定するといったことは成り立ち得ず、結局、事実命題の背後の「研究プログラムとの間の対決」となって来ることになる。従って、事実命題によって反証可能とする立場の「ドグマ的反証主義」(dogmatic falsificationism、事実命題と理論命題とには自然

53) Cf. I. Hacking, *Lakatos's Philosophy of Science*, in I. Hacking (ed.), *Scientific Revolutions*, (Oxford Univ. Pr., 1981).

ハッキングは、ラカトシュの方法論をベースの探究の論理の歴史化した見解であると見做し、それはパースの思想にある「方法によって真理を置き換え……方法論の中に、発見されるべき真理の客観的代替物が存在するとする着想」(p. 131) に通じるものとしている。

54) Cf. K. Popper, *Lakatos on the Equal Status of Newton's and Freud's Theories*, in P. A. Schilpp (ed.), *op. cit.*, Book Two, p. 1187, note 81.

ポパーは、「ラカトシュは方法論に対する批判可能性問題を解決しようと試みているが、そのような準経験的アプローチ (quasi-empirical approach) は、『科学的エリートとは誰なのか』といった困難な（たぶん解決不可能な）問題を含んでいる為に成功するとは考えられない」として方法論の経験科学的扱いを批判している。

55) I. Lakatos, *History*, p. 103.

56) I. Lakatos, *Falsification*, *op. cit.*, p. 120.

57) *ibid.*, p. 95 ff.

ラカトシュは、「観察命題と理論命題との自然的（つまり心理的）境界は存在しない……もし事実命題が誤りうるとしたならば理論と事実命題との衝突は単なる不整合 (inconsistencies) にすぎない」(*ibid.*, p. 99) と主張している。

58)

的境界が存在するので事実命題で反証しうるとする)」は勿論、「素朴反証主義 (naive falsificationism, 事実命題を約束によって暫定的に容認することによって反証しうるとする)」も成り立たないと考えるのである。そこで、ラカトシュは、ポパーにある素朴反証主義の側面はこれを否定し、同じくポパーの主張する處のより進歩した理論の出現により先行理論の反証が明確になるという考え方を修正する形で適用し、自分の立場を「洗練された反証主義 (sophisticated falsificationism)」となづけるのである。

ラカトシュは、「どんな実験、実験報告、観察言明……もただそれだけでは反証に到達出来ず、もっとよい理論が出現する以前はどんな反証も存在しない」と指摘する。このように考えるラカトシュにあっては、「反証はある理論とその経験的基礎との関係ではなく、競合する理論からもたらされる経験の拡大の多面的関係」つまり、理論と理論との関係と変え直される。それ故、「反証にとって決定的な要素は、理論がその先行理論と比較して何らかの新奇な、それを上回る情報のうちいくつかが裏づけられるかどうか」であるとされるのである。言い換えると、「上回る実証事例 (excess-verifying instances) が決定的」であって、決定的反対証拠といわれるものも「後知恵によってのみ、つまり何らかの取って替わる理論に照らしてのみ可能」とされるものにすぎない。従って、反駁事例が新しいより良い理論の裏づけ事例になってしまうまでは、どんな実験結果も直接的に反対証拠と解釈されることはなく、それ故に、反証は素朴反証主義の用いるその意味と異なって考えられ、肯定的に用いて反証という言葉から否定の意味を取り去らねばならないとするのである。

かくして、「新奇な新事実を予知する新しい諸理論を提出するように、そして、より強力な諸理論によって取って代わられてしまった諸理論を拒否するように努力する」ことをもって科学の進歩が実現されると主張するのである。

しかしながら、このような論拠で科学の進歩を語りうるのであろうか。諸理論が組込まれている研究プログラムが科学エリートの形而上学的な価値判断によってそれぞれ選択され、特定のハード

58) *ibid.*, p. 103 ff.

これは単称言明を命令によって反証不可能にしてテストするものであるが、それをケテリスパリブス条項の存在を前提として行なうので反証回避の可能性をもつとしている。

59) K. Popper, *Objective Knowledge: An Evolutionary Approach*, (Clarendon Pr., 1972), p. 13 ff.
ポパーは、これを理論の優先選択規準と関連させて提示している。「ある言明が偽であることを見つけることは、その否定が真であることを見つけるのと同じである」(*ibid.*, p. 13)との考えに立ち「共通の問題に対して解決を提示しているという意味で競合している一組の理論群において、先行理論が解決した問題と先行理論が解決するのに失敗した問題とを解決している理論を要求する」(p. 15)とし、新理論と古い理論の関係は、「新理論は古い理論が説明したものを説明しなければならないが、それは古い理論を訂正 (correct) し、従って、古い理論と矛盾する」(p. 16)と指摘している。

60) I. Lakatos, *Falsification*, *op. cit.*, p. 119.61) *ibid.*, p. 120.62) *ibid.*, p. 120.63) *ibid.*, p. 121.64) *ibid.*, p. 120.65) *ibid.*, p. 120.66) *ibid.*, p. 122.

コアをもって「事実」をも定めるとしたら、研究プログラム間の比較評価は可能であろうか。

ラカトシュの論理からすれば、問題移動が前進的か退行的かをはかる為には、同一の規準をもって問題状況の共通性や新しい事実、古い事実などを定める上位の研究プログラムを仮定しなければならないはずである。しかし、この基礎的価値判断の根拠づけの過程は無限に続かざるを得ない。ましてや、⁶⁷⁾ ラカトシュ自身主張するように「退行的問題移動と思われるものは、非常に長い期間を必要とする進歩の始まりかも知れず」また「競合プログラムに追越された後でも、合理的にその退行的プログラムに固執することが可能である」としたら、進歩については最早何も語ることは出来ない。⁶⁸⁾ ラカトシュの科学的エリートは論理的に性格づけられるものではないので、その level of integration の取り方次第でエリートの同定は多元的となりうる。従って、研究プログラムも多元的に存立しうることは明らかである。かくして、進歩が語れないとすれば、結局、ラカトシュは、クーンと同様に、各研究プログラムの林立を許さざるを得ず、相対主義にある自分を認めざるを得ないこ⁶⁹⁾ とになるのである。

科学的合理性の理論をもって相対主義を克服しようとして果たし切れなかったこのラカトシュを論敵として、科学に合理性を求めるのも同等の権利をもつ数ある伝統のうちの単なる一つの伝統にすぎないと批判し、相対主義こそ良しとされるべきだと「知のアーチズム (anarchistic theory of knowledge)」を主張するのはファイヤアーベントである。最後に、彼の議論を聞いてみよう。

(d) ファイヤアーベントの anything goes 論

ファイヤアーベントは、科学を含め歴史を動かすわれわれは自由であり、われわれの営みを一定の規則で取締ることは、むしろ進歩を妨げるとの考えのもとに、すべてをふくむような普遍的規準や厳格な認識論的伝統を拒絶し、知識の発展の為には、知識は競合の過程を通じる必要があり、互に⁷⁰⁾ 両立出来ない選択項の拡大をもって発展が可能となると考える。従って、知識獲得の仕方を導く方法論も複数主義であることが望ましく、あらゆる状況において認められるべきは「anything goes⁷¹⁾ (何んでも構わない)」という原理であるとするのである。

ファイヤアーベントは、「われわれが探究しようとする世界は未知のものである。だから、われわれの選択の自由をとって置かねばならないのであり、前もって自己規制してはならない」と考え

67) I. Lakatos, *History*, *op. cit.*, p. 117.

68) *ibid.*, p. 117.

69) I. Lakatos, *Falsification*, p. 137.

ラカトシュは、「研究プログラム方法論は初期の反証主義者がその合理性を説明しえなかつた一つの歴史的事実である『理論科学の相対的自律性』を説明する」として科学的知識の相対的存在を認めている。

70) P. Feyerabend, *Against Method*, (Verso, 1978), p. 30.

71) *ibid.*, p. 30.

72) *ibid.*, p. 28.

P. Feyerabend, *Science in a Free Society*, (New Left Books, 1978), 村上陽一郎、村上公子訳「自由人のための知」(新曜社、昭和57年), 81頁以下。

73) P. Feyerabend, *Against Method*, p. 20.

る。このような考えのもとに、科学を特定の方法によって一定の秩序ある営為と性格づけることに反対し、「方法の拘束からの解放」を主張するのである。彼によれば、「方法というものは、科学の活動を導く為の絶対的に拘束する諸原理」であるが、現実の科学の歴史にあって、その方法は絶対的な規則として存在したことはなく、更に、「すべての方法論は、最も自明のものでさえその限界を⁷⁴⁾持っている」と指摘する。しかしながら、われわれは、各自が属する伝統に調和している為に、特定の方法論に立脚している限り、その内側からその限界を見つけ出すことが出来ない状態にある。⁷⁵⁾従って、その限界を知ることが出来る為には外からの批判規準を必要とするとして、その反対規則を導入することによって反駁証拠を見つけ限界を明らかにする批判の方法を用いようとするのである。

この「反帰納 (counter induction)」とよぶところの方法をもって、ファイヤアーベントは、特定の方法論や理論や観察命題等を絶対視する立場を否定することが出来るとする。なぜなら、「ある伝統のもつ欠点は、その伝統とは別の規範に依っている伝統が花ひらき栄える時に最もはっきりする」⁷⁶⁾からである。こうして、彼は、科学は反帰納的におし進めることによって進歩させることができると考え、特定の理論に固執することから解放させるべく、理論や実験結果に対しこの基本的立場を適用して行くのである。従って、彼は、進歩を支える対抗理論 (alternatives) の存在を極めて重視する。というのは、ファイヤアーベントは、ポパーが方法論規則の約束にもとづいて反証を位置づけるのとは異なり、対抗理論によって反証を位置づけようとするからである。その理由は、「反証事例は、常に対抗理論を背負って出現するのであり、それは、対抗理論が出てはじめて発見される」⁷⁷⁾ものだからである。こうして、理論の反駁は、その理論とは非整合な両立しない対抗理論とつき合わせることによって可能になるとする。つまり、反証は、理論と理論の関係によるとするのである。同様な考えは事実についてもあてはまり、事実といわれるものが理論負荷的に定められる故に、別の理論による新しい観察命題の導入をもって経験を再評価して行かねばならないが、その場合も、対抗理論の助けをかりて明確になるとするのである。

74) *ibid.*, p. 23.

75) *ibid.*, p. 32.

76) *ibid.*, p. 32.

この「内側からは限界を見い出すことが出来ない」というファイヤアーベントの主張は論理的妥当性をもっている。なぜなら、この点は、純粹理性の二律背反についてのカントの証明や、ゲーデル (K. Gödel) の「公理系が無矛盾であることをその公理系の中で証明することは出来ない」とする不完全性定理の証明で明らかである。

77) P. Feyerabend, *ibid.*, p. 29.

78) P. Feyerabend, *Science*, 前掲訳, 40頁。

79) P. Feyerabend, *Against Method*, p. 29, p. 39, p. 41.

従って、対抗理論の発明と明確化は反駁をなす事実の生産に先立たねばならないことになる。

80) *ibid.*, p. 47.

理論を経験やデータや事実と比較するより、他の理論と比較すると指摘している。

81) *ibid.*, p. 66.

「事実と理論とはつねに調和しておらず、また明確に分離されてはいない」とされている。

では、このようにして反駁された理論や事実は排除されるべきものなのだろうか。答は「否」である。彼によれば、競い合うということで自らの限界があげられるとしても、競合する理論あるいは事実は、互に対抗する同士ということで両立し、競合に敗れたとしても放棄されるべきでなく、むしろ、改良される必要があるとされるのである。従って、「反駁したといわず骨抜き (defused) ⁸²⁾ にした」といわなければならぬ性格のものであるとされる。なぜなら、どちらが良いかといった判断は、合理的には決定することが出来ないからである。つまり、「過去からの批判という形で、倒され放棄された理論による批判によって、当の理論が反駁される」ことがありうるばかりでなく、比較判断は、「競い合うものが等しい条件で対決する」ということを前提にして成り立つにもかかわらず、科学者が実際に用いる素材、法則、実験、認識論上の先入見等は限定を欠き、歴史的背景から分離されておらず、テストにかけることが難しい諸原理に汚染されている為に、そのような前提が成立しえないのである。となると、その競合するものの同士の決着は、「論証」においては不可能である。では何によって定められるのだろうか。彼は、それらは、「複雑な歴史的状況における具体的決定にゆだねられ、心理的、社会的圧力がこれを果たす」と指摘する。つまり、それらは、「プロパガンダや情緒や先入見への訴え」などの非合理的手段によってなされ、特定の理論や観察命題への「魅力や忠誠による支持」という形を取って果たされるのである。そうした支持の欠如は、反駁の根拠となりえないのは言うまでもない。かくして、あらゆる知識は存立を保証され、それらの知識の受容は歴史的、社会心理的諸条件によって変化をとげることになって行くのである。

ファイヤアーベントによれば、科学の歴史は、まさに理性の諸法則に反対する形で「ぞんざいさ、混沌、便宜主義等と見えるものを知識の不可欠な部分」として発展して来ているのであり、⁸⁷⁾
⁸⁸⁾
⁸⁹⁾ 「カオスがなければどんな知識もない」とするのである。

このようにファイヤアーベントの場合、知識はどのようなものであれ、進歩に寄与するものとしてその存在を認められるものとされるのであるが、その理由を別の角度から性格づけるならば、そのことが許されるのは、それぞれの知識がそれ独自の根拠づけをもって存在していると考えるところに帰因している。

この点をファイヤアーベントに聞くならば、諸知識は、特定の観点 (a point of view, 理論、枠組、表現の様式など) のもとに、それなしには語ったり、発見したり出来ないような「普遍的原理」とよば

82) *ibid.*, p. 70.

83) *ibid.*, p. 49.

84) *ibid.*, p. 66.

85) *ibid.*, p. 196.

86) *ibid.*, p. 154, p. 157, p. 260.

87) *ibid.*, p. 153.

ファイヤアーベントによれば、「それらは群集心理学 (mod psychology) である」(p. 199) としている。

88) *ibid.*, p. 179.

89) *ibid.*, p. 179.

れる構成原理と一致するような形で、諸構成要素（概念、「事実」、絵画など）が組み立てられている。従って、もしこの普遍的原理の効力を停止するような発見や言明が存在するとしたら、それらは異なった普遍的原理に従っているものといえる。それ故に、それらの内容を比較することも翻訳することも出来ず、まさに「共約不可能」である。⁹⁰⁾たとえば、ニュートン力学のあらゆる事実は、形状、質量、周期が物理的相互作用によってのみ変化するということを前提としているが、しかし、この前提は相対性理論によって効力を停止されるので、両者は共約不可能であるという風にである、と指摘する。この主張に明らかのように、各々の知識は、それぞれ異なる「普遍的原理」を規範として持ち、それぞれ共約不可能であることによって自律的に存在することが許され、従って、相対化されるのである。それぞれの知識の普遍的原理の自律性を不可侵的に認める限り、それら知識は否定されることなく存立し続けることになる。ファイヤアーベントによれば、この普遍的原理は「言明に対する文法的習慣（grammatical habit）」といった性格を持っており、「もしその習慣の効力が停止させられるなら、対象もこれとともに効力を停止させられる」ものなのである。⁹¹⁾このように習慣的なものであれば、その普遍的原理の自律性の形成及び受容が歴史的、社会的に実現される限り、それらは多様に展開され、特定の普遍的原理に固執されるものとはなり得ないのである。

ファイヤアーベントの主張が徹底した相対主義となりうる理由は、まさにこの点の徹底にあるのである。

以上、われわれは、ハンソン、クーン、ラカトシュ、そして、ファイヤアーベントと今日の相対主義の諸議論を辿って来たが、彼らの主張を支える共通の根拠を探ってみると、下記に示すように論者によって名称や概念の違いがあるとはいえ、そこに次のような共通な特徴を見出すことが出来る。

「準拠枠は、科学的知識を根拠づける「正当化の規準」であり、準拠枠が異なればその規準も異なり、異なる準拠枠間には「共約不可能性」が存在する。従って、それら自律的な準拠枠にもとづく科学的知識は事実によっては反証されず、準拠枠間の選択の形で併存することになり相対化される」

90) *ibid.*, p. 269.

ファイヤアーベントは、マハマー（P. K. Machamer）の批判に応えて、「私は、いかなる二つの対抗する理論も共約不可能であるとは言っていない……言ったのは、……ある形で解釈された時、簡単に比較不可能になるということである」（p. 114）と主張している。しかしながら、社会的、心理的信念がプロパガンダによって強められ、その理論のそれぞれの信念からみた普遍的原理に対する支持が互に強調されることはファイヤアーベントの議論が示していることであり、また、「ある形の解釈」とそれ以外との識別が論理的でない為、このような弁解（妥当なものだが）はあまり意味を持ち得ないと考える。

91) *ibid.*, p. 271.

92) *ibid.*, p. 270.

93) *ibid.*, p. 270.

	準拠枠（正当化の規準）	共約不可能性の原因
ハンソン	習得された知識	共有される知識の違い
クーン	パラダイム (問題・解答のモデル)	科学者集団が社会心理的に受入れるパラダイム規範の違い
ラカトシュ	研究プログラム (ハードコア、肯定的発見法等)	研究プログラムの選択をなす科学エリートの基礎的価値判断の違い
ファイヤーベント	支持を得た観点、理論、伝統等 (各知識の普遍的構成原理)	プロパガンダ等非合理的要因によって変化する観点や伝統への支持や忠誠の違い

以上のような根拠をもって展開される科学的知識獲得のメタレベルの方法原理が、われわれのよぶ「相対主義 (relativism) 方法論」であるが、以下われわれは、この相対主義の検討へと移り、その主張の論拠及びその論理的妥当性の有無について明らかにして行きたいと思う。

III 相対主義の論拠とその問題点

前章のまとめで明らかとなったように、相対主義が成立しうるのは、準拠枠の持つ「正当化の規準」とその「共約不可能性」の存在である。

準拠枠が正当化の規準を持つことについては、クーンの語るパラダイムの性格についての既に引用した次の言葉が明解である。つまり、パラダイムが科学者集団の採用する方法、問題領域、解答の源泉となっており、パラダイムが変わる時には問題も解答も共にその正当化を決める規準に重要な変化が生じると。この規準を公理と性格づけ更に明確にしたのがラカトシュであったが、準拠枠がそれ固有の「正当化の規準」を所有していて、その正当化の規準のもとに科学研究の正当性が根拠づけられるということ、そのことは、準拠枠のもつ正当化の規準次第で科学的知識の正当性が異なって来ることを意味し、当然の帰結として、背負う準拠枠が異なれば、同じ現象を観察しても同じものを見ているとは言えないことになって来る。なぜなら、準拠枠が異なるということは、その意味論体系が異なって来ることになる訳であるから、異なる意味論体系によって根拠づけられるものの同士は、最早、同じ意味を持つものとは言えないからである。従って、異なる準拠枠のものを同じ次元で比較することも、また、同じものとして翻訳することも不可能である。これが「共約不可能性」テーゼである。それぞれの準拠枠の持つ正当化の規準が異なる限り、それぞれの準拠枠は自律的存在であって、そこには共約不可能性が存在せざるを得ないのである。もし、この正当化の規準が独自のものでないならば、論理的に言って準拠枠間に共通な規準が存在しうる可能性があることになり、共約不可能性も存在しなくなるはずである。従って、「正当化の規準」を独自なもの、それぞれの準拠枠に固定化されるものと見えることこそが、共約不可能性を主張する論拠を形成するといえる。つまり、共通の準拠枠を共有しない限り、また、あらかじめ特定の準拠枠を決めておか

ない限り、正当化の規準に共約不可能性のテーゼが働くことになるといえる。

共通の準拠枠が成立しない理由は、相対主義においては、特定の準拠枠が成立するのを論理的根拠によるとするのではなく、社会的、心理的に成立する信仰箇条（ドグマ）に基づくとしている点に求めることが出来る。クーンは、パラダイムが勝利を得るのは専門家集団の信用をかちとることだとしているし、また、ファイヤアーベントによると、特定の伝統や理論の受容は、プロパガンダ等の影響によるそれへの支持や忠誠によるのであり、歴史的状況のもとで心理的、社会的圧力が決定するとしているが、このように信仰箇条（ドグマ）が社会的、心理的に成立するものと覚えることは、それら社会的、心理的状況の違いにより異なる信仰箇条（ドグマ）による異なる準拠枠が確立されることを主張することになる。準拠枠を成立させ、また、根拠づけるものが信仰箇条（ドグマ）の性質を持つものである以上、そこに客観的な判断基準を求めることは不可能である。それ故、客観的に特定の準拠枠の是非を問うことも、また準拠枠同士を比較しそれらの間の優劣を問うことも、論理的には不可能となる。そこには相対主義がまさにそうしたように、ただ、社会的心理的実在として、それぞれの準拠枠が多元的に存在すること、そして、それぞれの準拠枠にもとづく科学的知識が多元的に存在することを確認しうるのみである。⁹⁴⁾

このような性格を持つとなると、異なる準拠枠によって生み出される科学的知識は、一定の序列をもった進歩の過程に位置づけられることはなく、クーンが指摘するように「目的なき過程」を踏んで進化を遂げるものとされることになる。それぞれの時代、社会、科学者集団の社会的、心理的状況に規制を受けて、ある準拠枠が支配的となったり、あるいは、別の準拠枠にとって代わられ、そして、ファイヤアーベントが言うように、ある準拠枠によって否定された知識が、別の準拠枠のもとに正当化され復活したりする故に、最早、どの準拠枠が妥当で、どの科学的知識が進歩を示しているかを問うことは出来ないのである。

以上のように考えることによって、相対主義は、諸知識が決して特定の普遍的規準を持って秩序づけられて存在したり、また、探究されうるものでないことを明らかにすることにより諸知識の相対化を論拠づけているのである。

しかしながら、諸知識の相対化を認めるということは、逆に考えると、それぞれの知識の正当性をも認めているということでもある。それぞれの知識の正当性を認めるが故に、こうした正当性を崩壊させるような普遍的規準を否定し、それぞれの知識が依って立つ規準を認め、社会的、心理的に評価されている知識の正当性を認めて行こうとするものであるといえる。このような角度から相対主義を眺め直して見る時、多様な準拠枠を認め、「何んでも構わない」として、一見、知識の正当性に対して無関心な態度をとっている相対主義の更なる根底には、知識は正当化しうる、また、

94) クーンをはじめ、ラカトシュ、ファイヤアーベントそしてハンソンも自分達の論拠を科学史に求め、これを重視している。今日の相対主義が主に科学史家を中心に主張され、展開されていることは偶然ではない。

正当化されねばならないとする知識に対する「正当化主義 (justificationism)」にもとづくそれが、⁹⁵⁾ 基本思想として流れていることを見出すことが出来るのである。知識は正当化されねばならず、その正当化は何らかの原理に基づきられて充足理由を充たすものでなければならないと考えるが故に、その原理としての準拠枠の存在を強調することになるのである。なぜなら、その準拠枠こそ、われわれが見て来たようにその準拠枠内で営まれる科学的研究を根拠づける正当化の規準に他ならないからである。このようにして、諸知識の正当性を認めるべく、それぞれの知識を根拠づけているそれぞれの準拠枠の自律性を強調し、どんな準拠枠でも正当とする正当化主義の極限に至って論じるとなると、まさにファイヤアーベントのいう「anything goes」論が出現することになるのである。なぜなら、anything goes とは「何んでも正当である」と主張しているのと同じであるからである。

ここに明らかとなったように、われわれの獲得する知識を正当化しようとする立場は、必ず、その獲得された知識が妥当なものであることを保証する正当化の規準を所有していることを特徴としている。⁹⁶⁾ この規準のもとに知識は充足理由を得て正当な知識としての資格を得ることになる訳であるが、その場合、その正当化の規準は、知識の究極的根源をどこに求めるかによって多様な形態をとりうる。たとえば、ペーコンをはじめとする経験論は、その根源を「感覚経験」に求めているし、デカルトなど合理論は、それを「理性」に求めている。既に明らかにしたように相対主義は、それを歴史的、社会的に形成される相互主観的信念に求めているのである。

しかしながら、これら知識の究極的根源が究極的に正当なる知識の保証をもたらすものと言える為には、その究極的根源それ自身がまた充足理由を充たしていなければならないのは言うまでもない。ここまで問うて正当化の究極的根源をさぐってみると、その根源たる究極の正当化規準がなぜ正当とされるかの判断は、客観的には確認しえないような主観の信念に根ざす「独断」によることが明らかとなって來るのである。まさに相対主義の議論は、このことを裏づけている。たとえば、ラカトシュのいう「科学エリートの基礎的価値判断」がなぜ正当とされるのかに対しては、最早、

95) Cf. K. Popper, *Conjectures and Refutations*, (Routledge, 1965), pp. 228~229.
I. Lakatos, *Falsification*, p. 92, pp. 93~94.

ポパーは、正当化主義を「積極的理由によって支持され得ないものはどんなものでも信じたり、真剣に考察する価値がないと考えている立場」とし、それは、信念によって正当化しようとする誤った主観主義に立っているとしている。また、ラカトシュも自分の立場と異なるとする形で、正当化主義は「知識というものは証明された諸命題からなると考えている立場」としている。ラカトシュは知的廉直について「どういう条件のもとでなら自分の立場を放棄するつもりでいるかを明確にすることである」としているが、われわれの分析によれば、彼のいう約束主義的、社会心理的そして相対的自律性を特性とする研究プログラムからはこの知的廉直さは実現され得ず、また、ハードコアを重視する発想は正当化を前提としたものであり、まさにポパーのいう正当化主義を志向するものといえる。

96) 充足理由律 (principle of sufficient reason) とは、「十分なる理由がなければいかなる事実も成立せず、またいかなる判断も真ではない」とするものである。

参照：平凡社「哲学事典」(1983年), 668頁。

それは科学エリート個人の主観的信念による判断であるとしか言いようがないことであるし、準拠枠を成立させるこうした社会心理的支持とは、個々人の信仰箇条（ドグマ）の何ものでもないからである。こうした点は、知識を正当化しようとすると必ず起つて来る問題であつて、正当化への根拠づけの論理は、それを辿りつめると必ず無限後退か循環論におちいり、それを止める為にはどこかで独断的に、それを正当とするような恣意的介入をしなければ成立しないような論理を持ってゐるのである。

この点を少し説明すると、根拠づけの論理は、構造的には、「根拠づけるもの（根拠づけ項）」と「根拠づけられるもの（被根拠づけ項）」とが同一レベルではなく、⁹⁷⁾ 根拠づけ項が必ず上位にあり、被根拠づけ項を含意する形で成立する演繹構造をもつてゐるのである。従つて、根拠づけは、より上位の根拠づけ項が存在し、その成立が保証されている場合に成り立つるのである。しかしながら、⁹⁸⁾ このような根拠づけの論理は、アルバート（H. Albert）が「ミュンヒハウゼンのトリレンマ（Münchhausen Trilemma）」とよんだ次の三点のどれか一つに位置づけられる性格を内に持つてゐるのである。つまり

- (1) 確実な原理に至る探索が、ついに更に溯ることになり、その営みは何時になつても終りに至ることがなく、「無限後退」に至る。
- (2) 根拠づけを必要とするものとして示されている言明を根拠づけに用いるという「循環論」に陥る、この営みは、論理的に偽であり、疑問の余地がない原理に行き着くことは不可能である。
- (3) 最後には、どこかでその根拠づけの手続きを打ち切らざるを得ない。この処置は可能だが、それと同時に充足理由の原理の中に恣意的介入をもたらす。

こうしたミュンヒハウゼンのトリレンマを問題にした例として、その好例をカントが「純粹理性批判」の超越論的弁証論で用いた批判の方法に見ることが出来る。カントによれば、悟性を整序し統一するものを理性に求めて根拠づけようとすると無限後退に陥り、究極的には、「無条件者」というア・プリオリな理念つまり「超越論的理念」による根拠づけの世界に行きつくが、これは「超越論的仮像の世界」であつて誤りである。それ故、純粹理性には限界があるとしたのである。このカントの指摘のように、ミュンヒハウゼンのトリレンマの克服は、上記(3)の恣意的介入による根拠づけの打ち切りを通して求めることにならざるを得ない。しかし、その恣意的介入は、演繹構造の成立が保証される根拠づけではなく、最早、仮想としか言えないものである。かくして、あらゆる正当化の根源を求めていくと、必ずや、独断的信念にもとづく根拠づけにつき当つことになるのである。この点につきポパーは、明解に次のように主張している。曰く「信じるという主観的な経験から出発して、従つて、知識を特別な種類の信念と見なすならば、実際その時には、真理すなわち真

97) Cf. H. Albert (translated by M. V. Rorty), *Treatise on Critical Reason*, (Princeton Univ. Pr., 1985), pp. 16~17.

98) *ibid.*, pp. 18~19.

なる知識を信念の何か更に特別な種類のものとして、根拠の確かなあるいは正当化された信念として見なさざるを得ない。これは、根拠が確かだということに関して、たとえ部分的な規準にすぎないとしても多かれ少なかれ実効的な規準が存在することを意味する。……真理に関するすべての主観的理論は、その規準を目指していること、つまり、真理を信念の出所や起源、検証の仕方、受容の為の一群の規則あるいは単に主観的確信がもつ性質でもって定義しようとしていること……こういったことに関する規則ないし規準に従って正当化されるところのものである」と。¹⁰⁰⁾

しかしながら、このような主観的な正当化は、第三者による批判から絶えず免疫化しうるので客観的には何もその正当性を主張しうるものとはなり得ないことは明らかである。従って、われわれは、知識の正当化を可能とする正当化主義は、正当化の為の根拠づけに失敗しており成立しないと結論することが出来る。かくして、相対主義が立場とする、特定の正当化規準にもとづく準拠枠の自律性もその根拠を失い、準拠枠間の「共約不可能性」の存在は、ア・ブリオリなものではないことが明らかとなったのである。

準拠枠の自律性も準拠枠間の共約不可能性も成立しないとなると、社会、心理的に成立する準拠枠の信奉者の主観的信念に根拠を置き、その共約不可能性を主張する相対主義は、まさに、上に引用したポパーの言う「信じる」ということに基礎を置く「主観的理論」の性格をそのまま保持する信念としての知識を主張するものに他ならないことが指摘されねばならない。それは、ただ、準拠枠の信奉者の信念に支持される形でのみ成立し、それ以上の客観的妥当性は持ち得ない主観的理論なのである。

こうして、主観的理論として性格づけられるということは、そこに獲得される科学的知識が、その知識を形成した主観とそれを認める主観との一致において成り立ち、いわゆる「発見の文脈」と「妥当性の文脈（正当化の文脈）」との未分化を生じさせ、その知識の妥当性を問う「権利問題」は、

99) I. Kant, 前掲訳（中）、17頁。及び 28～29頁。

カントによれば、「理性はその論理的使用においておのれの判断（結論）の普遍的条件を求め…その条件を一つの普遍的規則（大前提）のもとへと包摂する…一つの判断以外の何ものでない。この規則はこれまた理性の…同様の試みにさらされており、かくして条件の条件が（前三段論法を介して）どこまでも求められなければならない。〔辿りつくところで〕悟性の条件づけられた認識の為に無条件的なものを見い出す」ことになる。しかし「純粹理性の原則は総合的であり、可能な経験の諸対象とだけかかわり合うので、無条件的には連関しない」ものである。一方、「純粹理性の最高原理は…すべての現象に対し超越的となる」ので、「この最高原理はそれに適合して経験的に使用されることは決して出来ない」のである。従って、これは「直観される〔現象を〕対象にして存在するものでない〔ので〕仮象である」とされている。
〔 〕は引用者。

100) K. Popper, *Conjectures*, p. 225.

101) 「発見の文脈」とは知識の発見法つまり知識の起源にかかる領域のことであり、「妥当性の文脈（一般には『正当化の文脈』といわれているが本論文では誤解を避ける為に敢えてこの表現にした）」とは、知識として成立する資格を判断することにかかる領域のことである。相対主義者はこれらを区分しないが、一般には、知識の起源は歴史的、社会的、心理的その他多様な理由をもつが、それは知識の妥当性の根拠とはなりえないとして両者は別々なものと考えられている。本論文の立場も分離するそれである。その理由は、知識はいったん提出されるとその創造の意図や理由とは関係なしに自立し、それ独自で第三者の吟味の対象になりうる客観的存在物となるからである。

その知識発見の根拠によって基礎づけられ、主観的思考過程や経験の価値判断がそのまま知識の妥当性を保証するといった形をとることになる。ファイヤアーベントが「発見の文脈」と「妥当性の文脈」¹⁰²⁾は切り離すことが出来ないと主張する理由もここにあるのである。そして、これらのこととは、その主張の形態は異なるがラカトシュそしてクーンにも見出すことが出来る。ラカトシュの場合、既に見て来たように方法論を経験科学的に扱い、科学的知識とその方法論とを不可分なものと性格づけているが、科学エリートの主観的な基礎的価値判断で決断された研究プログラムの方法論は、科学知識発見を導くものであるがそのことは同時にその妥当性を判断する規範（方法規則）¹⁰³⁾を提示しており、発見の文脈と妥当性の文脈は未分化である。そして、これらのこととはそのまま、クーンのパラダイム論に見出せることである。

このように「発見の文脈」と「妥当性の文脈」が分離されないということは、別言するならば、「認識内容」と「認識作用の実践規範」とが未分化のまま扱われるということでもある。このことは、ウェーバー（M. Weber）流に表現すれば「認識根拠の論議と実在根拠の論議との混同」¹⁰⁴⁾を犯す誤りにおちいっており、この点からも科学研究の客觀性を損う原因を形成しているといえるものである。従って、ウェーバーが「R. シュタムラーの唯物史観の『克服』」において、特定のイデオロギーに還元して社会法則を把えようとしたシュタムラー（R. Stammel）に対し、「価値判断が公然と科学の目標とされ……事実認識と事実評価が混在している」と批判するその言葉がそのまま、この相対主義の立場にもあてはまるといわざるを得ないのである。¹⁰⁵⁾

発見の文脈と妥当性の文脈が未分化で、事実認識と事実評価が混同されるということは、認識主体である科学者が、現実の歴史の中で社会心理的に影響を受けて価値判断をなし、また、その価値判断が獲得された認識の根拠となることから、一方で、その価値判断を信奉する党派性においてしか妥当しないような、普遍性とは結びつき得ない主観的知識を創造することになると同時に、他方に、その価値判断の妥当性を現実の歴史において確認するしかない為に、理論負荷の立場からすると歴史は再構成されたものに過ぎないにもかかわらず、歴史を絶対視する研究傾向を生むことになるのである。まさに、相対主義は、この道を歩んでいるのである。

102) P. Feyerabend, *Against Method*, pp. 146~149, pp. 165~169.

ファイヤアーベントは、観察と理論の不可分性の論理をそのまま発見の文脈と妥当性の文脈の不可分性に適用する。それ故、そこから知識が発見され、その妥当性をも問う不可分な現実たる歴史的過程を重視している。非合理、合理両方を含む多様な経験は知識の為に重要な意義をもつとして、経験は理論とともにあり、理論を欠いた経験は経験を欠いた理論と同じく理解不可能と指摘し、まさに知識発見の経験が知識妥当性と同一となっていることを示している。

103) ラカトシュの方法論と科学史の不可分性の主張内容をそのまま〔注 102〕のファイヤアーベントの論拠及び彼の「方法論的規定と歴史的記述の不可分性」(p. 167)の主張に見出すことが出来る。

104) M. Weber, R. Stammel's >Überwindung< der materialistischen Geschichtsauffassung, 1907, 松井秀親訳「R. シュタムラーの唯物史観の『克服』」, 『ウェーバー社会科学論集』(河出書房新社, 1982年), 117頁。

105) 同訳, 116~117頁。

IV 相対主義克服への道

前章における相対主義の検討を通じてわれわれは、相対主義が歴史的、社会的に成立する準拠枠を正当化規準にして認識を根拠づけ、その準拠枠の自律性と共約不可能性を強調することによって、党派性をもった知識の併立を主張するものであるということ、だがそうした相対主義の主張は、その準拠枠の正当化規準が論理的に成立しえない為に、準拠枠の自律性も共約不可能性も主張しえなくなり、その論拠を失なうということを明らかにして来た。そして、その議論の過程において明らかになったことは、知識を正当化することは不可能であること、そして、知識を正当化する企ては主観的理論しか成立しえないということである。

それでは、知識を正当化する論理を手段とすることなく、第三者に対してもその妥当性を主張し得るような客観的な性格をもった科学的知識を、われわれは、どのようにして獲得しうるのであるか。これに答えることはまた、相対主義を克服する道を辿ることでもある。以下われわれは、正当化主義を立場とすることなく客観的知識を実現するわれわれの立場を明らかにして行きたい。

前章で見て來たように知識の正当化が主観的信念においてのみ成立するのであれば、われわれは、科学的知識発見の文脈と妥当性の文脈を分化させ、知識の妥当性を判断する文脈に主観的信念の入る余地をなくすことによって知識正当化の道を断つことが可能となるはずである。また、客観的知識が、それぞれの主観的信念を超えて第三者に対しても説得力を行使し、知識としての資格を得るものであるならば、客観的妥当性を保証すべく妥当性の文脈を客観的次元で成立させることによって知識客観化の道を辿ることが可能となるはずである。ということは、認識次元において主観的信念を無力にし、いわゆる「認識主体なき認識」¹⁰⁶⁾を実現することによってわれわれの目的を達成することが可能となるということである。その為には、妥当性の問題は、あくまで客観的次元において評価される必要があるということであり、これを可能にする手段は「論証」をそこに導入することである。というのは、論証を判断規準とする限り、われわれは、それぞれの主観的信念¹⁰⁷⁾をも貫いて論理の成立を問うことが出来るからである。そして、論理の矛盾からは論理的にどんな

106) Cf. K. Popper, *Objective*, Chap. 3, p. 106 ff.

ポパーは、心や意識の状態あるいは行為の性向などからなる主観的意味の知識や思考と、問題や理論や議論などからなる客観的意味の知識や思考を区別し、後者は、知っているという誰の主張からもまったく独立しており、どんな信念や同意や主張、行為する性向からも独立しているとして、それを認識主体なき知識であるとしている。

107) K. Popper, *ibid.*, p. 6.

ポパーは論理学において真なるものは心理学においても真であり、また、科学的方法においても、科学の歴史においても真であるとしている。従って、論理学問題が解決されるならそれを心理学問題その他に転移されうるとしてそれを「転移の原理 (principle of transference)」とよんでいる。

¹⁰⁸⁾ 主張をも妥当なものとして導き出すことが出来る為に、論理的矛盾をもつ主張は、実際には何も主張していないのと同じで知識としてはまったく役立たないので、論理が成立するか否かを規準とすることによって妥当性の文脈における判断を有意義なものにすることが出来るのである。

では、客観的知識を獲得すべく、今、科学的知識の獲得を指導する方法原理であるところの方法論を、この「論理の目」をもって判断した場合、論理的に妥当性をもつ方法論はどのようなものであろうか。

ミュンヒハウゼンのトリレンマで既に示されたように、正当化の為の根拠づけは論理的に不可能である。従って、正当化を志向する方法論は論理的には成立しえないことは明らかである。しかしながらこうした正当化とは逆に、知識が偽であることを見つけ出すことは論理的に成立しうることである。なぜなら、ある科学的知識の主張することと矛盾することが成立することを見出し得るならば、その知識を偽と定めうる機会を持つからである。かくして、われわれは、偽を見つけ出すことを志向する方法論であれば、論理的に成立する方法論であると主張することが出来る。

この方法原理を主張するのが、反証主義に立つ、ポパーらの「批判的合理主義 (critical rationalism)」に他ならない。

正当化主義を放棄し、われわれは何も正当化することは出来ないという考えに立って科学的知識の探究をめざす時、われわれがとりうる論理的に可能な知識獲得の道は、われわれの獲得する科学的知識の誤りを出来るだけ見つけだし、誤りの見つけ出せない知識をめざして営みを続けること、このことである。このような立場は、われわれ人間は誤りうる、従って、われわれの獲得した知識も誤りうるという「可謬主義 (fallibilism)」に立つそれである。正当化主義と対比されるこの立場は、人間の限界をふまえた上で、論理的に人間の出来うることは何かを問う合理主義に根ざしたものである。しかしながら、このような可謬主義に立つと、これまで正当化主義で論じられて来た諸概念が、すべて異なって性格づけられることになって来る。つまり、「正当化の為の営み」ではなく、「誤謬を探し出す為の営み」として論理的にはまったく正反対の意味で再定式化されることになるのである。たとえば、正しさの証明である「検証」が、間違いの証明である「反証」に、そして、反証されなかったことは正しさの証明ではなく、今のところ誤りが見つかっていないことの証明であるという風に、論理的に成立する保証をもって言えることの内容が変って來るのである。

このように論理的意味が異なって來るとなると、正当化主義で主張された根拠づけの規準たる正当化の規準もその性格を違えて來ることになる。それは、「根拠づけの論理」の「外」にあって、

108) Cf. K. Popper, *Conjectures*, pp. 318~321.

^a
_b non-a は言明 a と b とか何を主張しようと成立する妥当な推論である。しかし、これは、一組の矛盾する前提からはどんな結論でも導き出せることを意味している。われわれは矛盾する前提から好むがままにいかなる結論でも正当なものとして推論出来るのである。

外部から知識探究を導く指導原理として位置づけられることになるのである。つまり、それは、最早正当化の為の規準ではなく、誤りを排除し、誤りのない科学的知識を見つける為の「取扱い方の規準」¹⁰⁹⁾の性格を持つことになって來るのである。正当化の規準を持ち得ない現在、われわれは、誤りのない科学的知識を探究し続けるとしても、それを何時見出し得たか知る術を持たないので、それ故、われわれが科学的知識探究において規範とするものは、「このようにすれば誤りのない科学的知識に近づくことからはずれないと済む」といった、誤りのない科学的知識に近づく営みを保証するそれしかありえないである。こうした規範が、われわれの誤りを見つけ、それを除去することを通じて誤りのない科学的知識に近づく規準となるのである。¹¹¹⁾

ここに明らかのように、そのような規範は、決してわれわれが探究する科学的知識それ自身を根拠づける為の規範ではなく、あくまで科学的知識それ自身の外部にあって、その探究の営みを支える方法論規則にすぎないものなのである。こうして、科学的知識獲得を導く方法原理たる「方法論」は、科学研究と不可分なものと性格づけるラカトシュの立場とは異なり、科学研究それ自身とは切り離されたものとなって來るのである。¹¹²⁾

ところで、このような誤り排除の方法論は、何の為に誤りを排除しなければならないのかと問えば明らかのように、誤りのない科学的知識つまり真理を発見するという目標に向うものであるとする前提に立っていることは言うまでもない。なぜなら、「真理の観念によってのみ、誤りや合理的批判について理解しうる形で語ることが出来、真理に近づく為に、出来るだけ多くの誤りを除くことを真剣な目標にして誤りを探し求める批判的論議が可能となる」からである。つまり、「客観的真理の存在」ということが探究の営みの規制原理として働いているということである。このことは科学研究がまさに「絶対的な科学的真理の概念を仮定する」ことによってはじめて成り立つことを意。¹¹³⁾
¹¹⁴⁾
¹¹⁵⁾

109) K. Popper, *The Logic, op. cit.*, Chap. 2.

ポパーは、「経験科学はその方法によって、つまり、科学的体系を取扱うわれわれのやり方によって特徴づけられる」(*ibid.*, p. 50.) ものであるが、その「方法の選択は選びとる目的によって左右され意思決定が関係する」(p. 49)としている。つまり、「何が科学とよばれるべきかは、約束や決定にかかわるもの」(p. 52)で、これらは「経験科学の方法で決定出来るものでない」(p. 52)。従って、「方法論は、経験科学と考えられるべきでない」(p. 52)と、方法論が科学の外部にあることを指摘している。

110) *ibid.*, p. 50.

111) K. Popper, *Conjectures*, p. 226.

ポパーは次のようにいっている。「われわれは 真理のどんな規準も持っていない…われわれが真理を確認出来るような一般的規準は存在しないけれども、真理に向かう進歩の規準のようなものは存在する」と。

112) [注109] を参照されたい。

113) K. Popper, *Conjectures*, p. 229.

114) *ibid.*, p. 226, p. 229.

ポパーによれば、間違いという観念そのものは、われわれが到達しそこなうかも知れない規準としての客観的真理の観念を含んでいるのであり、この意味で、真理の観念は規制的 (regulative) な観念なのである。われわれは真理の規準を持っていないが、この規制的原理としての真理の観念に導かれているのである。

115) *ibid.*, p. 157.

これは、それに到達するということからは独立に仮定されるものである。

味している。このような絶対的な科学的真理をわれわれは「所有する」ことは出来ないが、それに向けてどのようにしたらそれに近づくことが出来るか、このことに対し誤り排除という方法を通じて答えようとするのが、真理に向っての進歩の規準、つまり、「認識進歩の規準」なのである。

こうした誤り排除という認識進歩の規準に立つとわれわれは、相対主義の陥った諸問題点を克服することも可能となって来る。というのは、この誤り排除の規準は、逆に考えると、あらゆる批判の結果誤りが見出し得ない場合、その時点までの批判では誤りが見出し得なかつたという意味で暫定的に最も真理に近い知識として位置づけることが可能となる論理をもっているからである。かくして、相対主義の主張する異なる準拠枠にもとづく知識であっても、その「発見の文脈」の差異にかかわらず、誤り発見という「妥当性の文脈」の議論が客観的次元で行なわれる限り、それぞれの知識の誤りを見つけ排除する営みは客観的に可能であるから、従って、究極的な客観的真理に向けて異なる準拠枠の知識を共通の場に置くことが出来ることになって来るのである。具体的に言い換えるならば、ある現象を説明するといった研究問題があるとして、その特定の解こうとしている問題に対し、準拠枠の異なるそれぞれの知識をもって解決を試みさせる形をとるならば、つまり、その問題の共通性に即して競合的なものとして位置づけるならば、その問題解決たるそれぞれの知識の現象説明に対する誤りの少なさをもってそれが評価可能となってくるのである。¹¹⁶⁾なぜなら、その問題を解くという点で一致を見る限り、それぞれの知識は「発見の文脈」から独立した客観的意味の知識として扱いうるからである。こうして、それぞれの準拠枠に共通な判断規準を上位の準拠枠として設けて正当性を判断するといった、結局は無限後退に陥る論理を辿ることなしに、その解決すべき問題の共通性をもって、その問題解決に向けて営まれる誤り発見の批判にどれだけ耐えたかを比較し、その批判に耐える程度をもってそれらの真理接近度を明らかにすることが出来るということである。このように考えることが出来るのは、ポパーが指摘するように、「同一もしくは密接に関連した問題についての解答を提供する諸理論は、一般に比較可能であり」「同じ系統に属する問題を解こうとしている二つの理論が共約不可能である必要はない」からである。このようにして問題の共通性、連続性は、それを解こうとする諸知識を共通なもの、つまり共約可能なものとし、ま

116) これが「問題解決アプローチ」(problem-solving approach)」または「問題依存方法論 (problem dependent methodology)」とよばれるものである。

Cf. これを経済学方法論に試みているものとしては、

L. A. Boland, *The Foundation of Economic Method*, (George Allen & Unwin, 1982), esp., p. 188 ff.

また、ポパーのよりも、クーンの問題解決アプローチを受けついだものとしては、

L. Laudan, A Problem-Solving Approach to Scientific Progress, in I. Hacking (ed.), *op. cit.*, p. 144 ff.

117) [注 106] を参照されたい。

118) K. Popper, *The Myth of the Framework*, in E. Freeman (ed.), *The Abdication of Philosophy: Philosophy and the Public Good*, (1976), 小林伝司訳「準拠枠という神話」『思考』No. 662, (1979, 8月) 所収, 126頁。

119) 同訳, 127頁。

た、連続的なものとして位置づけることを可能にし、相対主義のいう共約不可能性にもとづく知識の不連続性つまり知識の相対化及び不連続な知識の発展といった問題も克服され、科学を「客観的真理獲得に向う進歩の過程」ととらえることを可能にさせるのである。

実に、われわれの知識は、まったくの無から生まれるものではなく、われわれは、既存の知識の存在の中にいて、それら知識の伝統を背負って何らかの知識を用いて現象を解き明かそうとしているのであり、これらの知識では解けない場合にそれを問題の出現として受けとめ、その問題への新しい知識の創造による暫定的解決をなし、そして更なる問題の出現、それを解決する更なる知識の創造といった連続的探究の営みをしているのである。こうした営みは、暫定的解決でよしとしない限り続けられ、日常的会話での探究の次元から専門研究者の知識探究の次元に至るまで、また、過去の素朴な知識次元から現在の高度な知識次元に至るまで連続しているのである。そしてわれわれは、¹²⁰⁾ こうした知識探究の連続過程の中に、先行知識との「理論的問題の連続」が存在することを見出すことが出来る。こうした一連の問題の連なりのその時々に、結果として革命的飛躍を遂げる問題解決を実現しようとも、それはどんなものでも既存の知識の伝統をふまえて創発されるのであり、そして、その営みは既存の知識の不完全さを見つけ、そこにある矛盾を排除し、克服する形で更に探究が進められ、真理に接近して行こうとする図式を有しているのである。そこには相対主義が否定する客観的真理への探究があり、また、探究の連続性が見てとれるのである。かくして、われわれは、相対主義に陥らずに科学的知識探究の道があること、そして、それは可謬主義にもとづく誤り排除による客観的真理探究の道であることを指摘することが出来るのである。

ここに示される誤り排除の方法は、論理的に妥当なものとして理論の経験内容を付加すべき理論の経験テストに適用しうるものであるが、この「事実（観察命題）」による理論の反駁が、いわゆる「反証」とよばれるものである。

既に今日ではその妥当性が論駁されてしまっている帰納的一般化による理論構築によらないとすれば、われわれは、普遍性を前提とする理論を「思惟」によって構成するしかない。つまり、理論は経験に先立って推測的にあらかじめ経験に対し普遍妥当性を持つものとして構築されるのであり、そのような頭で作り上げた理論に経験的説明力を持たせる為には、それを経験とつき合せ、その想定した普遍妥当性がたしかに経験的にも保証されうるかどうかを確認する必要がある。この場合、理論の主張することと一致する観察事例をどんなに多く示したとしても、観察事例は有限である為に、無限の観察事例に普遍的に妥当することを主張しているところの理論を「真」なものとして証明することは論理的に決して出来ないことは言うまでもない。しかし逆に、理論の主張を否定する

120) われわれは、研究の伝統をクーンの「通常科学」やラカトシュの「研究プログラム」のような「準拠枠」としてではなく、問題が問題を生むといった連続性をもって伝統が形成されるという、問題の連続としての研究の伝統、として見て行く必要があると考えている。

ような、つまり、理論が妥当とされる限り起りえない、理論がその存在を禁止している事例が、存在することを一つでも確認しえれば、最早その理論は普遍的に妥当してないことになるので論理的に「偽」とされることになる。このような「反証」が論理的に成立するとなれば、われわれは、観察事例による反証テストを通じて、もしその理論がそのテストに耐え反証されないとすれば、そのテストの厳しさの程度に応じて経験的裏づけを得、従って、その限りにおいて暫定的に経験的普遍妥当性を持つものと主張することが可能となって來るのである。

このようにして、反証テストの営みを通じて理論に経験内容を付加することが論理的に保証されるのであるが、その場合、相対主義者が主張するように、理論のテストに用いられる観察事例が理論負荷的に定められるのであれば、背負う理論次第でその観察事例は意味も異なって來るし、観察事例それ自身が間違っているかも知れず、従って観察事例で理論の偽を示して反証することなど出来ないのではないか、という問題が発生する。しかしながら一方、上に見て來たように、われわれが理論に経験内容を付加出来る為の論理的に認められる方法は、観察事例による「反証」であることも確かなのである。となると、この点をわれわれはどう考えて行ったら良いのだろうか。

ラカトシュが指摘するような、より前進的理論の出現によって先行理論の反証が明らかにされるとしても、それら理論が経験内容を持つ理論であることを主張出来る為には、観察事例による反証テストが不可欠な前提とならなければならないはずである。なぜなら、理論は経験に先立って構築されるので経験とつき合されない限り、形而上学の主張と区別出来ないものとなるからである。つまり「理論対理論」の前提に「理論対事実」の反証の図式が論理の問題としてなければ、経験理論としては成立しないのである。従って、われわれは、相対主義のように反証が定め得ないことをもって反証の論理を捨て去ることは出来ない。

となると、相対主義の提起した事実による理論の反証不可能性問題にどう対処したら良いだろうか。

われわれは、この解決を「反証」と「反証の決定」とを明確に区別することをもって達成しうると考える。前者の「反証」は、論理上要請される問題であり、後者の「反証の決定」は研究者集団の「決断」¹²¹⁾の問題だからである。反証の決定は、当然、どのような条件のもとで反証と見做すべきかを示す諸規則に従ってなされるのであるが、どのような条件の時反証と見做すかの決定は、決してア・プリオリに定められるものではなく、研究者集団の決定に委ねられているものである。その

121) 同様に、「反証可能性」の要請は、論理レベルの問題であり、ある理論が反証可能性があるか否かの判断は決断レベルの問題である。理論の放棄の問題も決断にかかわることである。従って、相対主義者が主張する「理論が反証されずに存在し続ける」とか「反証された理論が放棄されない」とか「反証不可能な理論も存続しつづける」等といった問題も、論理レベルと約束や決定レベルを区別して把えれば解決出来る。つまり、約束主義的理論は、たとえ存在し続けても、論理的には非経験的理論と性格づけられるのであり、また、反証された理論は、たとえ将来観察事例の偽が明らかになるとしてもその時点までの處では、論理的には偽なる理論として扱われなければならないのである。しかし、偽であってもそれを存続させることは可能である。

決定は、他の人間意思決定と同様に「選びとる目的に左右される」性質のものであって、研究者集団のもつ目的つまり具体的研究の場において確認された「解くべき問題状況」に即して決定されるのである。つまり、反証テストする場合、どの理論体系のどの部分をテストするのか、どこまでを当面認められた知識つまり「背景的知識 (background knowledge)」¹²²⁾と見做すのか、何を反証の為の観察事例 (命題) として容認するのか、どのような状態があらわれた時反証と見做すのか等は、探究されるべき問題状況に即してそこに要求される解決の程度に応じて定められるのである。¹²³⁾そして、確認された問題状況の範囲での批判に耐えた時、その理論はその問題状況での暫定的裏づけを得たことになる。しかし、連続的に提起される問題提起によりその暫定的裏づけを得た理論も、より高度な問題状況を解決するものとしては耐えられないかも知れないのである。

相対主義によって指摘される観察事例 (命題) の不確定性についても問題状況との関連で解決することが出来る。そこでまず、われわれは、研究者集団が何らかの観察事例 (命題) を「経験」を表わしているものとして容認しない限り、われわれには客観的に「経験」とされるものを定める術を持ち合わせていないことを指摘しなければならない。その場合、多種多様に存在しうる観察事例 (命題) は問題状況に即して選択され反証テスト命題と定められるのであるが、理論負荷的に導出される観察事例 (命題) は、背後の理論に基づきられて成立する為に、観察事例 (命題) の選択は理論の選択を意味することは確かである。しかし、観察事例 (命題) は、当面の問題状況での理論を反証する為に選択されるものである為に、われわれが特定の観察事例 (命題) を容認する意思決定をした段階で、その背負っている理論そのものについては「背景的知識」あるいは「ケテリスパリブス条項 (*ceteris paribus clause*, 他の事情にして等しいならば)」に位置づけられ、当面の問題状況では問題とする必要のないものとされるのである。もし観察事例 (命題) を疑問に付す必要があるならば、その時点で背負っている理論を含めてその観察事例 (命題) を吟味する問題状況を設定すれば良いのである。理論テストの問題状況と観察事例 (命題) テストの問題状況は次元を異にするものであって、一緒にされてはならない。なぜなら、一緒にすれば解かれるべき問題状況は解決をもたらしえなくなるからである。観察事例 (命題) は思惟によって構築される理論を背負って発見される故に、ア・プリオリなものではなく修正、変更、交替の可能性を持つのであり、従って、観察事例 (命題) の容認は「暫定的なもの」であって、その容認は問題状況的なのである。かくして、理論の方も、観察事例 (命題) の方も、それらが不完全なわれわれの人為的構成物であるが故に、そこに内在する誤りを探し続けざるを得ず、これらを見つける手段として批判討論を行ない続けるので

122) [注109] を参照されたい。

123) K. Popper, *Conjectures*, p. 238 ff.

124) Cf. *ibid.*, p. 238.

ポパーは次のように指摘している。「あらゆる批判的討論にとって基本的格言は、その問題に専念すべきであるということ、そして、可能ならば、その問題を分割し、一度に一つ以上の問題を解こうとしないことである」と。

ある。その場合、批判の為に用いようとする方を暫定的に約束し、つまり理論の批判の為であれば「観察事例（命題）」の方を容認されたものとし、観察事例に対してもそれを「否定する為に用いる方の観察事例（命題）」を暫定的に容認しながら、絶えず誤り発見の為の批判テストを繰返し続け、ともかく誤りを排除して誤りの無いものへと接近していくのである。

同様な解決をラカトシュによって強調された「ケテリスピリブス条項」の存在による反証免疫性¹²⁵⁾問題についても得ることが出来る。科学研究が、世界のすべての態様をトータルに認識することを主張する「全体論認識」を取り得ないことを認めれば、科学研究がその固有の性格としてケテリスピリブス条項をもって行なわれること、また、解くべき問題状況の設定も、たえず特定部分に限られ、他の部分はその問題状況における議論にあってはケテリスピリブス条項にならざるを得なくなることは自明の理である。従って、ケテリスピリブス条項の存在を前提に、それによる反証免疫化を無力化すべく明確な問題状況の設定が要請されるのである。

相対主義の陥った誤りは、論理学上の規準での反証と、理論に経験内容を付与する為に約束される手続き問題つまり方法論の問題であるところの「反証の決定」を区別せず、反証の決定の不確定性を理由に反証の方法を否定した点に求められるが、それは、準拠枠の絶対視から来る共約不可能性にもとづく問題状況の固定化と、「厳密な証明又は厳密な反対証明に固執する」正当化主義的解決に原因すると解釈出来る。しかし、これまで述べて来たように、われわれが「経験世界から学ぼうとする」ならば、問題状況に即した誤り排除の議論を通じてわれわれの思惟の構築物に経験内容を付加することが可能となるのである。

このような理解に立つならば、われわれは、同様な論拠をもって、今日、約束主義体系と目される理論体系——たとえば、新古典派経済学などに好例をみる——についても、その理論体系を経験と結びつけようと決意することを通じて経験内容を付加する可能性を見出すことが出来る。というのは、理論体系それ自身はわれわれの人为的構成物であって「その言明の形式的または論理的構造¹²⁹⁾だけによって特徴づけるならば、まさに形而上学と区別出来ない」ものであり、それを経験科学的

125) I. Lakatos, *Falsification*, *op. cit.*, pp. 101~103, pp. 106~111.

ラカトシュは、理論が反証されない理由として理論がケテリスピリブス条項をともなうことあげている。彼によれば、理論が反証された場合、このケテリスピリブス条項を別の条項にすることにより絶えず反証から免疫化されるばかりでなく、ケテリスピリブス条項を受入れるについては、条項とテストされる理論との区別の決定や、理論が反証された場合条項も反証されたと見做すかどうかや、条項を背景的知識と見做すかどうか、また、それとともに条項のテスト問題など多くの約束を必要し、更に、条項それ自身がテストされる理論を反証から免疫化するといった問題があるとしている。

126) 理論負荷論の成立は、まさに、観点を前提とした世界の一面的認識を意味している。

127) 方法論が必要とされるのは、論理分析では果たし得ない言明への経験付与の為である。科学と形而上学との「区別」を定める境界設定基準適用の為の方法論的規則の選択、つまり、諸規則間の体系的結合こそ方法論の課題である。そして、それは、目的関連的な約束の産物であり、「科学の外」にあってわれわれの「意思決定」にもとづくものであることは注意される必要がある。

128) K. Popper, *The Logic*, *op. cit.*, p. 50.

129) *ibid.*, p. 50.

130) *ibid.*, p. 50.

なものとするのは、これら言明体系を取扱うわれわれのやり方、その処理の仕方、つまり、経験付与の為の方法論によるからである。その言明体系を約束主義的に扱い、ラカトシュの研究プログラムに見るように公理も仮定も反駁不可能な形で固定化して処理する限り、そこに反証の論理を見出すことは出来ず、経験内容の付加は諦めなければならないのである。しかし、もしその同じ言明体系を経験との対応を求めて扱おうとするならば、つまり、それを問題状況の範囲やレベルに即して、どこをテストにかけ、どれを観察事例（命題）とするか等を明確にしながら、その問題状況毎に経験との結びつきを求めて行こうとするならば、論理的にはそれがたとえ数学的に抽象化された体系であるとしても経験的に反証可能性をもつものとすることが出来るのである。¹³¹⁾

この点に関連するものとしてポパーが計算体系の実在適用可能性について語る次の言葉は注目しなければならない重要性を持っている。少々長いが引用しよう。つまり、「計算体系が実在に適用される限り、それは論理計算体系の性格を失い経験的に反証されうる記述的理論になる。……『2個のリンゴ + 2個のリンゴ = 4個のリンゴ』という言明は反証不可能で論理的に真なものとされる……それはいかなる事実も記述していない……しかし、誰かがあるカゴに2個のリンゴを入れ、それからさらに2個のリンゴを入れ、カゴの中からリンゴを取り出すことをしないならば、カゴの中には4個のリンゴがあるだろうという言明の $2 + 2 = 4$ は……ある物理的事実を記述しており……論理的なものでなくして、むしろ物理理論になり、その結果、われわれはそれが普遍的に真であり続けるかどうかを確信出来ないのである……（かくして）われわれの言明が実在世界を扱っているものであるかどうかは……経験的反証を受入れるつもりがあるか否かによって決定出来る（のである）……いかに反証を受入れるかを知っている時にのみ実在についていかに話すかを知っているのである¹³²⁾」と。この言葉の中に、われわれは、約束主義を脱却する原理は勿論のこと、これまでわれわれが問うて来た相対主義に陥らずに済む原理を見出すのである。それは、言明体系に対するわれわれの取扱い方、手続きの規則による操作次第で、それを形而上学から区別し経験的にしたり反証可能性を持たせたりすることが出来、このような経験による吟味を通じて主觀を超えた妥当性をもつ客観的知識を獲得する道が開かれるということ、これである。

V 結 論

科学研究の現実が、たとえ無秩序な知識の林立に見えようとも、その探究の営みは一つの秩序をもった営みであって、それは「真理探究」へと向けられている。

131) 今日の新古典派経済学は、その主要な関心を数学的均衡解の存在証明に向いているが、経験科学体系として主張しようとするならば、そうした論理の精緻化に加えて必要なのはそれらの実在との対応であり、それに向けての操作である。

132) K. Popper, *Conjectures*, *op. cit.*, pp. 211~212.

この科学的研究の合理性を否定し、真理探究の姿勢を放棄することは、科学的研究そのものの意味を失なわざるを得ない。しかしながら、今日隆盛をきわめている相対主義は、この科学的合理性を否定し、知識の歴史的、社会的成立を理由に、知識の相対性を強調するに至り、この影響は諸科学に及んでいるのが現状である。そこでわれわれは、こうした傾向に対し真理探究擁護の観点から危惧の念を抱くとともに、改めて相対主義の是非について問う必要とそれに対する態度決定を急務と考え、本論文の課題としたのである。

先ずわれわれは、相対主義の主張の根幹と見做しうる理論負荷的認識つまり準拠枠拘束性を理解する為に、理論負荷論の成立の根拠をカントに溯ってその超越論的認識の妥当性を論証することをもって明らかにした。しかしながら今日の相対主義は、カントがア・プリオリに妥当性を持つとした先天的諸概念をむしろア・ポステリオリな人為的性格なものと把え、その準拠枠の成立とその自律性を歴史的、社会的条件によるものとすることによって、知識正当化の根拠規準の相対性を強調し、そこに知識の相対性の根拠を求める事になった。そこでわれわれは、このような主張に立脚する今日の代表的存在であるハンソン、クーン、ラカトシュ、ファイヤーベントの主張を取上げ、彼らから見出しうる相対主義の特徴とその妥当性の吟味へと向った。その検討を通じて明らかになったことはまとめるならば、次の通りである。

- (1) 相対主義：われわれは準拠枠を通じて認識するが、その準拠枠は、社会的人為的創造物であってア・プリオリに妥当性を持つものではない。

我々の検討：この点は肯定出来る。なぜなら、実在はカオスであってそこに秩序を見出す為には何らかの観点や枠組をもって接近しない限り認識しえないし、その観点や枠組はわれわれの選択にもとづくものでア・プリオリなものではないからである。

- (2) 相対主義：準拠枠は、正当化の規準を有しており、それによって科学的知識を根拠づけている。そして、その正当化規準は社会心理的にコンセンサスを得た信念に支えられる形で成立する。

我々の検討：そのような正当化の規準による根拠づけは、論理的に成立しないばかりでなく、発見の文脈と妥当性の文脈とが未分化で認識内容と認識作用の為の実践規範とが分離されず、党派的主觀的知識を提供するのみで、客觀的、普遍的知識をもたらしえない。

- (3) 相対主義：準拠枠が異なれば意味論体系が異なり独自の正当化規準を構成する。従って、異なる準拠枠間には共約不可能性が働き、特定の準拠枠を前提としない限り、どんな真理探究の討論も不可能である。

我々の検討：しかし、そのような準拠枠に拘束された真理探究は客觀的真理の探究とはなりえない。また、準拠枠の正当化の為の根拠づけが論理的根拠を持たぬ以上、準拠枠

の自律性はア・プリオリなものではなく、従って、準拠枠の自律性、固定性は論拠を失ない共約不可能性も成立しない。

- (4) 相対主義：準拠枠が社会的心理的理由によって成立し、準拠枠間に共約不可能性が存在する限り、客観的、普遍的判断規準の導入は不可能で、準拠枠別の知識の相対化が成立する。

我々の検討：しかし、どの準拠枠にあっても誤り排除の方法は適用出来る。従って、問題依存主義に立った誤り排除の方法による真理接近の規準をもって、準拠枠間の知識の比較は可能となり、知識の相対化は解消されうる。

- (5) 相対主義：反証問題については、観察事例が理論負荷的に定められる為に、観察事例で理論を反証することは出来ず、反証の論理は成立しない。むしろ、理論と理論との対立があり、両者の決着は社会心理的に定まる。

我々の検討：理論への経験内容付加にとって反証は論理的に不可欠なものである。反証の決定は決断の問題であって、それは解くべき問題状況に即して決定されるのである。暫定的に観察事例を容認しながら反証テストを行なうことをもって、われわれは、「経験世界から学ぶ」ことが出来る。

以上がわれわれの議論で明らかとなったことであるが、このような検討を通じて得ることが出来るわれわれの結論は、改めて指摘するまでもなく、「相対主義の主張は妥当性を持たず、従って、否定されるべきである」ということである。

相対主義に立って知識の相対性を主張することは、ある問題の説明に対し正反対の知識の両立を論理的に許し、たとえば、40人の研究者がいるとして、各人がそれぞれ自己の信念のもとに正しいとする知識を提出した場合、相対立する知識を含めその40全部の知識の成立を認めざるを得ず、その問題についての妥当とされる説明を客観的に定めることができるとならざるを得ないのである。そこで、今日の相対主義の主張することは、その40人のうちの誰かがレトリックをたくみにプロパガンダを成功させ、たとえば30人の研究者の支持を得たとすると、まさに多数決の原理によるようには、それが歴史的、社会的に認められた知識となるということになるのである。しかしながら、真理は、そのような多数決原理で獲得されるものであろうか。残りの10人の研究者の誰かの知識があるいは真理を語っているかも知れないのである。その真理を見つけだすことが科学にかけられた課題であり、また、それに応えることが科学の知識を意味あらしめるものとするのである。

科学研究の現実は、上のたとえ話のようになっているかも知れない。しかし、研究の現実がそのようであるとしても、そこに研究された知識が真理としての資格を持つかどうかは別の文脈に属し、それは、真理探究の営みを通じて確認されなければならないものなのである。相対主義は歴史

に根拠を置く現実肯定的な議論を展開する為に、一見すると現実の姿を反映する妥当な主張を展開しているように思われるが、しかし、それは一つの落し穴である。歴史に真理を語らしてはならないのである。¹³³⁾なぜなら、歴史に意味を与えるのは、誤りうるわれわれ人間だからである。事実は理論負荷的に定められるとすることは、われわれによって歴史が再構成されることを意味し、従って、そのような歴史に己の主張の根拠を求めるることは、その証拠を必ず構築出来、何でも妥当なものとして説明可能となるのである。しかし、「何んでも説明出来るということは何も説明していない」¹³⁴⁾のと同じで、われわれは相対主義から何も学ぶことが出来ないのである。

相対主義を認めることは、更に、次のような問題をもつことになることを指摘しなければならない。ミュンヒハウゼンのトリレンマで指摘されたように、論理的に成立しえない主張は客観的には妥当性を持ちえないことは明らかである。従って、それが一般的に肯定される為には共同化された主観的信念に根拠を求めるしか方法がない。相対主義はその道を歩んだ。だが、そのように主観的信念が社会化されるということは、科学を「イデオロギー」とすることと同じである。歴史的社会的に科学者集団のコンセンサスを得た信念を強調する相対主義はまさにイデオロギーに関する議論であり、イデオロギーの盛衰を知識の根拠づけとするものなのである。この知識社会学的科学觀は、その主張の論拠からしてたとえばナチズムのような特定の支配的な全体主義的イデオロギーから生みだされた知識の圧力を排除する論理を持ち得ず、歴史的社会的に成立するものとして受け入れざるを得ないのである。勿論、ナチズムが真理を語っているかも知ないので、われわれは、そうしたイデオロギーを超えたまさに真理探究の観点からの吟味が導入されなければならないのである。正当化主義が成立しないことが明らかとなった現在、論理的に妥当な真理探究の道は、誤り排除の道しかないのである。この道を辿ることを通じて誤りうるわれわれであっても真理に接近することが出来るのである。ファイヤアーベントも強調していたことであるが、われわれは科学研究が自由な発想のもとに多様な知識を創造する仕事に従事することを決して否定してはならない。しかし一方、科学的知識を求めるわれわれは、偽りの知識にまどわされない権利もまた持っているのである。もし、科学研究に知的廉直さが求められるとしたならば、科学研究は、その時点の成果のうちで最も誤りのない知識を示すことをもって、その権利を守ることである。科学研究が真理を探求するということは、この偽りの知識にまどわされない権利を守ることでもあるのである。このようなわれわれの権利に応えることが科学の目的であればこそ、誤りを最大限に見つけるべく、その手

133) Cf. K. Popper, *The Open Society and Its Enemies*, vol. 2, (Routledge, 1962), Chap. 25, esp., pp. 278~279.

ポパーは、「歴史には意味がないが、われわれはそれに意味を与えることが出来る…自然界のそれであれ歴史のそれであれ事実は、われわれの為に決定をすることとは出来ない……自然界にも歴史にも目的と意味を与えるのはわれわれなのである。……事実そのものはどんな意味も持っていない、事実が意味を獲得するのはただわれわれの決定を通じてだけなのである」と指摘している。

134) トートロジーの言明は、必ず真であるが無内容であるのと同様、必ず真なもの、つまり、「何んでも説明出来る」は反証可能性がないので無内容つまり「何んも説明していない」のである。

続きを読むは厳しい批判テストでなければならないのである。批判をするということは、知識を破壊する。¹³⁵⁾いわば「悪魔の代理人 (aduocatus diaboli)」のような、非生産的な営みのように思われる面があるが、それはむしろ逆であって、科学的知識に「贋」が入ることを排する為の真理探究の不可欠な手段なのである。「批判を通じた誤り排除」これが相対主義を克服し、真理に至る道なのである。

135) 稲垣良典稿「悪魔の代理人」(1983年8月24日朝日新聞記事)

稻垣氏によれば、「『悪魔の代理人 (aduocatus diaboli)』とは〔カトリック教会が愛によって生きた人に聖人の称号を送るかどうかを決める為に行なう〕列聖調査における検事につけられた古いあだ名である。この由来は、かれの役割が新しい聖人の出現を阻止することであるかのような印象があることに求められよう。しかし、かれの本当の役割は、信仰の世界に贋の通貨が持ち込まれるのを阻止することであり、その正式の称号は『信仰の推進者 (promotor bidei)』なのである」。〔 〕は引用者。